

令和6年度～令和8年度

# 佐賀市高齢者保健福祉計画

(第9期介護保険事業計画対応)



令和6年3月

佐賀県 佐賀市



## はじめに

本計画は、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく自立した生活ができるまち」を令和22年(2040年)の目指す姿として設定し、その実現に向けて様々な施策を掲げたものです。

年齢を重ねても、ここ佐賀市で自分らしくいきいきと過ごしていただくために、住まいや医療、介護、健康づくり、介護予防、生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進が大切です。

本計画では、市の高齢者福祉に関する事業を中心として、市民や関係機関等の多様な主体と連携しながら「地域で支え合う仕組みづくり」を推進していきます。

また、本計画は、佐賀中部広域連合が定める「第9期介護保険事業計画」と一体的な計画として取り扱うものであるため、本計画から表題にもその旨を明記したところです。

高齢化率の上昇や、要支援・要介護認定者の増加をはじめとして、高齢者福祉を取り巻く状況は、今後も刻々と変化していきます。そのような変化に柔軟に対応していくためには、本計画に掲げる様々な施策を時勢に応じて見直しつつ、さらに深化・推進していくことが求められます。

そして、推進していく上で求められるのが、市民や関係機関の皆様との連携であり、これが「地域で支え合う仕組みづくり」の基盤となるものと考えます。

今後も、皆様のご支援とご協力をいただきながら、いくつになっても、誰もが自らの望む生き方や暮らし方ができるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

本計画の策定にご尽力いただきました佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

佐賀市長 坂井英隆

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨 .....	2
第2節 計画の位置づけ .....	3
第3節 計画の期間 .....	5
第4節 計画の策定方法と進行管理 .....	6
第2章 佐賀市における高齢者の状況と現状の課題 .....	7
第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	8
第2節 認知症施策の推進 .....	11
第3節 権利擁護の充実 .....	13
第4節 健康づくりと介護予防の推進 .....	15
第5節 社会参加の促進（健康づくり・いきがいづくり） .....	19
第6節 在宅生活継続の支援 .....	21
第3章 目指す姿と基本目標、重点取り組み .....	23
第1節 2040（令和22）年の目指す姿 .....	25
第2節 基本目標 .....	26
第3節 重点取り組み .....	28
第4章 施策の内容 .....	37
施策の体系 .....	38
1 地域で支え合う仕組みづくり .....	40
2 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進 .....	46
3 健康づくりと介護予防の推進 .....	51
4 自立と安心につながるサービスの充実 .....	57
資料編 .....	65
1 佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会 .....	66
2 日常生活圏域 .....	68
3 用語解説 .....	73

# 第1章 計画の策定にあたって

# 第1節 計画策定の背景と趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12（2000）年に介護保険制度が創設されてから20年以上が経過し、介護保険制度は高齢者の介護になくてはならないものとして定着しました。昭和22（1947）年から昭和24（1949）年生まれの団塊の世代が、令和7（2025）年までに後期高齢者となり、さらに令和17（2035）年からは85歳以上となることから、要介護状態となる高齢者が増えることが見込まれています。そのため、医療や介護、福祉などに関わる社会保障制度は大きな転換期を迎え、「地域包括ケア」を核とした地域社会での共生の実現に向けた支援へと姿を変えようとしています。

また、令和2（2020）年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布されました。

社会福祉法では、国および地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講じるよう努めるとともに、それらの措置の推進にあたっては、保健医療、労働、教育、住まいおよび地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことと明記されました。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業ならびに介護保険法、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、および生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民およびその世帯に対する支援体制、ならびに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることなどが定められました。

本市においても、令和7（2025）年の高齢化率は約30%となり、高齢者1人を現役世代（15歳から64歳）1.9人で支えることとなります。さらに人口構成が激変する令和22（2040）年には、高齢者1人を現役世代1.6人で支えることになる見込みです。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する令和22（2040）年を見据え、今後、より一層市民および行政等が協働し、地域全体で、高齢者が抱える生活課題を解決していくことができるような支援体制を整備していくことが重要になっています。

以上のような国の動向や本市の高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市で取り組む「健康」「予防」「介護」「生活支援」などの高齢者施策全般に関わる事業について、市民や関係機関などと連携しながら更なる充実・改善を図っていくために、新たな「佐賀市高齢者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」であり、介護保険の給付対象および給付対象外の高齢者の介護予防や福祉事業を含めた地域における高齢者保健福祉事業全般にかかる計画として位置づけられます。

一方、介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」は、介護保険事業の円滑な実施に関する計画として、「市町村老人福祉計画」との強い連携が求められる計画ですが、佐賀市の介護保険の保険者である佐賀中部広域連合（構成市町：佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町）が策定することになります。

#### ■老人福祉計画と介護保険事業計画の位置づけ

##### 「市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）」

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

##### 「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）」

適正な介護保険サービスの実施量および地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

佐賀市では、高齢者が地域で安心して生活していくためには、高齢者の心身の健康づくりを推進することが重要であること、健康づくりと介護予防が密接不可分な関係にあると言っても過言ではないことから、今回策定する計画についても、高齢者の保健福祉に関する総合的な計画とします。

#### ■各法律の詳細

##### 老人福祉法 第20条の8

市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

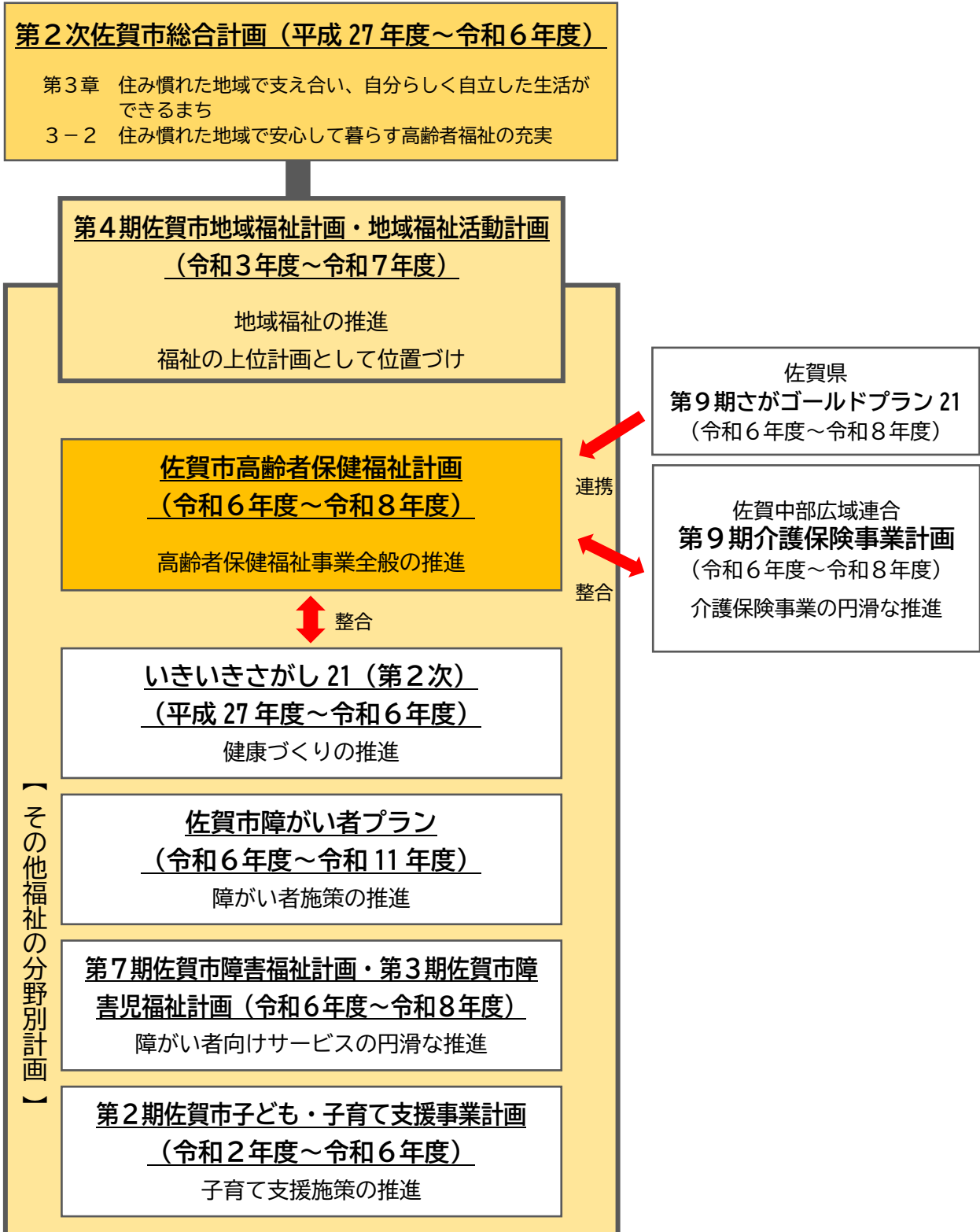
##### 介護保険法 第117条

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

## 2 関連計画との連携

本計画は、第2次総合計画の個別計画としての性格を有しますが、地域福祉計画などの他の関連する計画との整合や連携を図るものとします。本計画と関係する計画との位置づけは次のとおりです。

### ■ 関連計画との整合イメージ図



## 第3節 計画の期間

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして策定することとなっています。また、介護保険事業計画は、介護保険法の規定により計画期間を3年として定めることとなっています。

そうしたことから、本計画は、佐賀中部広域連合が定める第9期介護保険事業計画に合わせて、始期を令和6（2024）年度として、目標を令和8（2026）年度とした3か年計画とします。

また、中長期的な視点として、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R22 2040
計画期間	第8期			第9期（本計画）			第10期				



## 第4節 計画の策定方法と進行管理

### 1 計画への住民意見の反映

佐賀市の高齢者の生活課題や健康課題の解決に向けた取り組みを進めるためには、少子高齢化の社会問題を誰もが自分自身の身近な課題として受け止めるという意識が必要です。そのためには、市民が主役となって行政と協働しながらともに支え合っていく仕組みづくりを進めていくことが大切になります。

このようなことから、本計画は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から高齢者の健康状況やニーズを把握するとともに、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者の参加、ならびに地域住民の意見を反映させるため、市民代表などの参加を得て「佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置しました。また、パブリックコメント制度を活用して、住民の意見の反映に努めます。

### 2 計画の進行管理

本計画の実施状況については、高齢者保健福祉計画主管課（高齢福祉課）を中心に、計画の実施および進捗状況の点検を行い、成果に対する検証を行いながら取り組みを改善しつつ、計画を推進します。

また、住民の意識の変化、高齢者の保健福祉を取り巻く社会的な動向、介護保険制度の見直しなどに応じて、弾力的かつ柔軟な運用を図ります。



## 第2章 佐賀市における高齢者の状況と 現状の課題

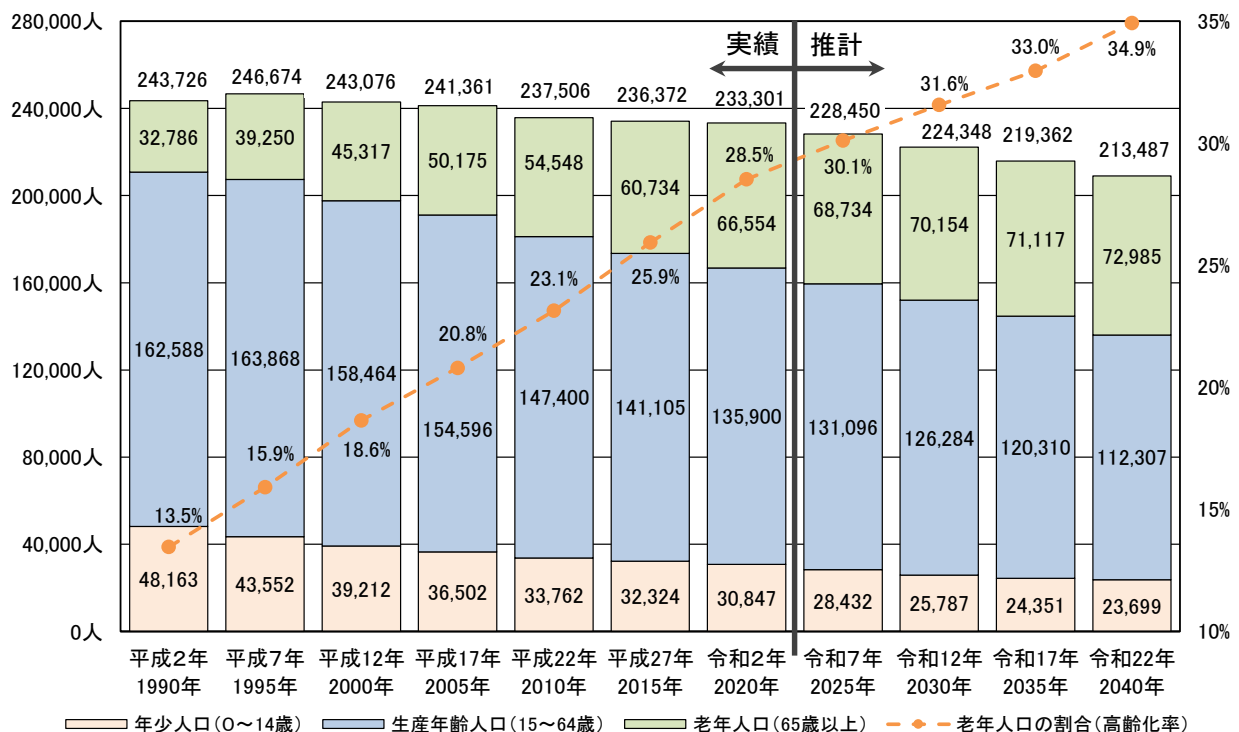
# 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進

佐賀市の人口は平成7（1995）年以降、減少傾向にあります。その一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、総人口に占める老年人口の割合、いわゆる高齢化率は、平成2（1990）年に13.5%だったものが、令和2（2020）年の国勢調査によると28.5%となりました。また、住民基本台帳に基づく人口推計によれば、令和7（2025）年には、高齢化率が約30%となることを見込まれます。さらに、令和22（2040）年には高齢化率が約35%に達することを見込まれます。

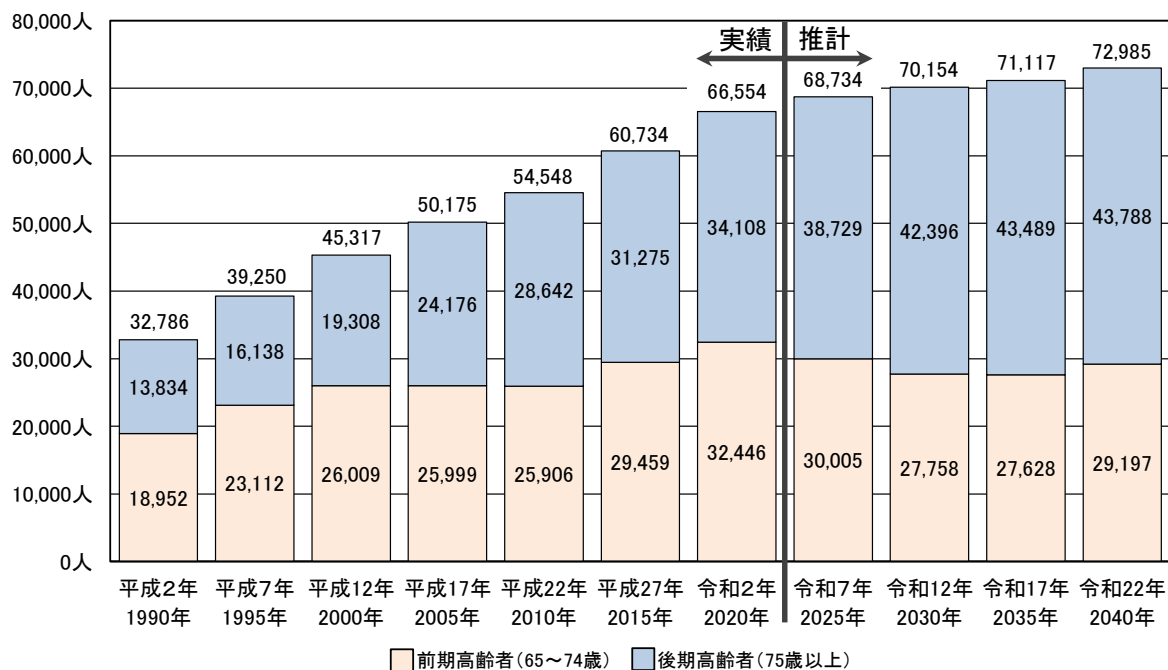
また、高齢者人口の年齢構成をみてみると、平成17（2005）年までは、65歳から74歳までの前期高齢者の人口が、75歳以上の後期高齢者の人口を上回っていましたが、平成19（2007）年度に前期高齢者と後期高齢者人口比が逆転し、以降、後期高齢者の人口が上回るようになりました。令和7（2025）年の人口推計によれば、高齢者人口の約56%を後期高齢者が占めることを見込まれます。さらに、令和12（2030）年には、後期高齢者が高齢者人口の6割を占めることを見込まれます。

このように佐賀市では、高齢化率と後期高齢者人口割合の上昇により、急激な高齢化が進行しています。年齢が上昇するにつれ、要支援・要介護認定率も上昇することから、支援を必要とする高齢者に対し、医療や介護、健康づくりや介護予防、生活支援などの高齢者保健福祉に関わる機関などが連携を図りながら、一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化、推進させていくことが求められています。

【佐賀市の総人口・高齢者人口の推移と将来推計】



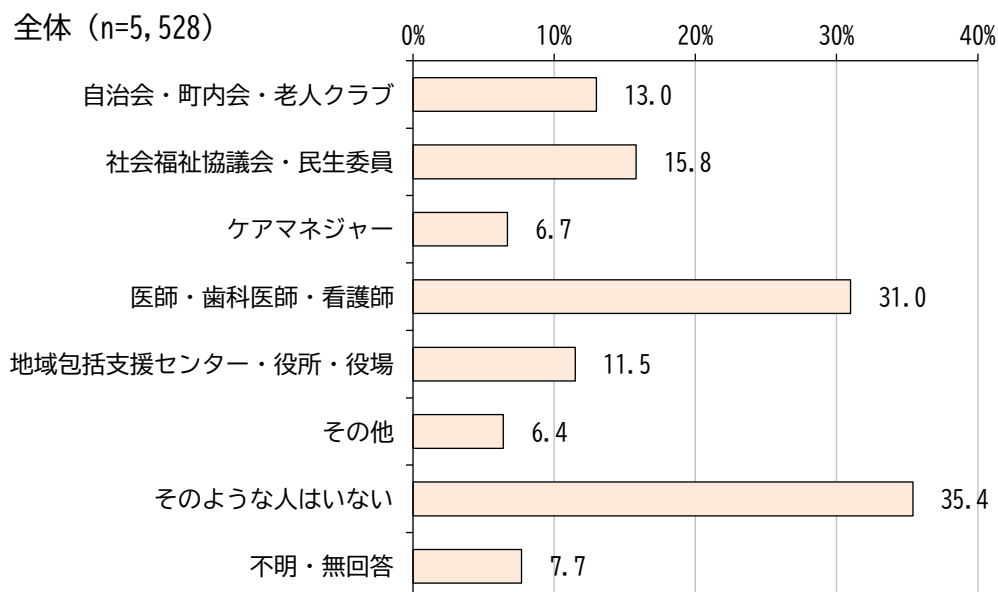
## 【佐賀市の前期高齢者・後期高齢者人口の推移と将来推計】



- 総人口は年齢不詳を含む
- 平成2（1990）年～令和2（2020）年は、国勢調査データから作成
- 令和7（2025）年～令和22（2040）年は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年12月22日公表の資料「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」のデータから作成

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、「心配ごとや愚痴を聞いてくれる人」について、多くの方が家族や友人・知人と答えています。家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、いない人が約4割おり、いる人はかかりつけ医などが約3割、自治会・町内会・老人クラブや社会福祉協議会・民生委員、地域包括支援センター・役所・役場が1割台となっています。

## 【家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手】



これまでの取り組みを振り返ると、高齢者に関する総合相談窓口としての機能を果たすおたっしや本舗（地域包括支援センター）では、相談窓口として広く市民に周知されてきており、相談件数も増加傾向にあります。また、相談者も本人や家族だけではなく、医療機関や警察、金融機関などの様々な機関や民生委員からの相談も増えており、関係機関との連携による総合相談の機能が向上しています。

また、高齢者は加齢に伴い、「慢性疾患による受療が多い」「複数の疾患にかかりやすい」「要介護や認知症の発症率が高い」等の特徴があり、医療と介護の両方のサービスを必要とする方も多く、医療と介護の円滑な連携が必要となります。そのため、入退院時の情報共有のルールである入退院支援ルール等を活用し、切れ目のないサービスの提供に努めています。

そして、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、公的サービスだけではなく、身近な地域での支え合いが必要となることから、地域の様々な主体による介護予防や生活支援の取り組みを支援していきます。

一方で、空き家問題や 8050 問題など、高齢者に関する相談内容は複合化・多様化しており、従来の関係機関だけではなく、多職種・他機関との横断的な連携を図る必要があります。

令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、複合的な福祉課題の解決に向けた包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

また、地域包括ケアシステムの中核となるおたっしや本舗（地域包括支援センター）の機能強化を図るため、職員の資質向上や関係機関との連携しやすい体制づくりに努めています。

今後、地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、高齢者やその家族に対する相談・支援体制を更に充実させていく必要があり、併せて、地域の様々な主体による取り組みを支援し、支え合いの地域づくりを継続して推進する必要があります。



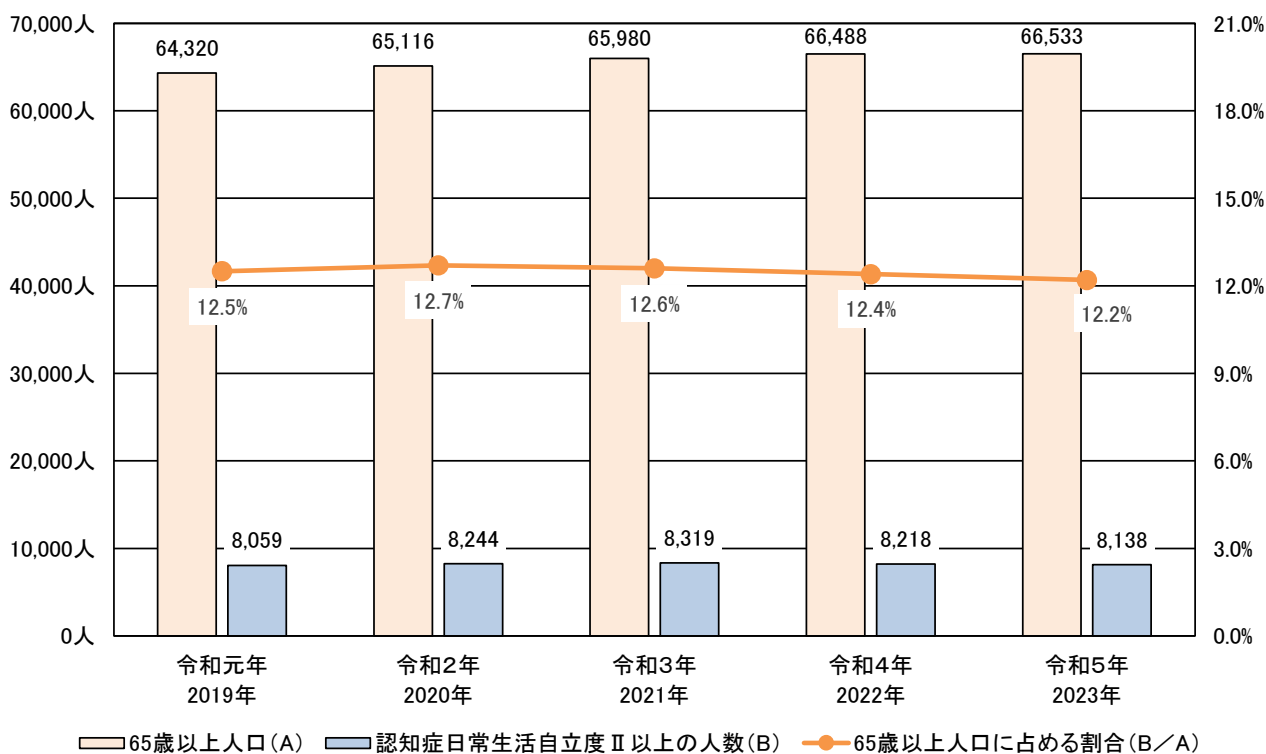
## 第2節 認知症施策の推進

佐賀市で要支援・要介護認定を受けている人のうち、認知症日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態）以上の人は、令和3（2021）年の8,319人をピークに若干減少傾向が見られます。

しかしながら、九州大学が長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている福岡県久山町研究データに基づいた「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）での成果について、佐賀市の65歳以上の高齢者人口に当てはめると、軽度も含めた認知症高齢者数は、令和12（2030）年には1万5千人に達することが見込まれます。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症の高齢者数の増加が見込まれることから、認知症施策をより一層推進していくことが求められています。

【佐賀市の認知症の高齢者数の推移】



● 各年3月末の実績値

【佐賀市の認知症の高齢者数の将来推計】

認知症高齢者の推計	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年
65歳以上人口 (A)	68,734	70,154	71,117	72,985
割合 (B)	20.0%	22.5%	24.6%	24.6%
認知症高齢者数 (A×B)	13,747	15,785	17,495	17,954

認知症施策について、これまでの取り組みを振り返ると、平成 29（2017）年度に市内 15 か所のおたっしや本舗（地域包括支援センター）に認知症地域支援推進員を配置し、相談や訪問活動を通して、認知症の早期受診や治療、福祉サービス利用などの支援を行っています。また、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた支援を行い、医療・介護との連携を図っています。さらに、子どもから大人まで様々な年代の市民を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努めてきています。

一方で、認知症の人の家族や周辺住民の理解不足、核家族化による家族の介護力低下などが依然として見受けられます。認知症の人と家族を支援するためのボランティア活動の体制づくりのため、令和 2 年度からは認知症サポーター養成講座受講後にステップアップ講座を開催しており、令和 5 年度には一部地域においてチームオレンジによる活動を開始するなど認知症施策を進めています。

社会全体において、認知症予防から早期発見、さらに認知症発症後の生活支援体制づくりまでを総合的に推進していく必要があります。



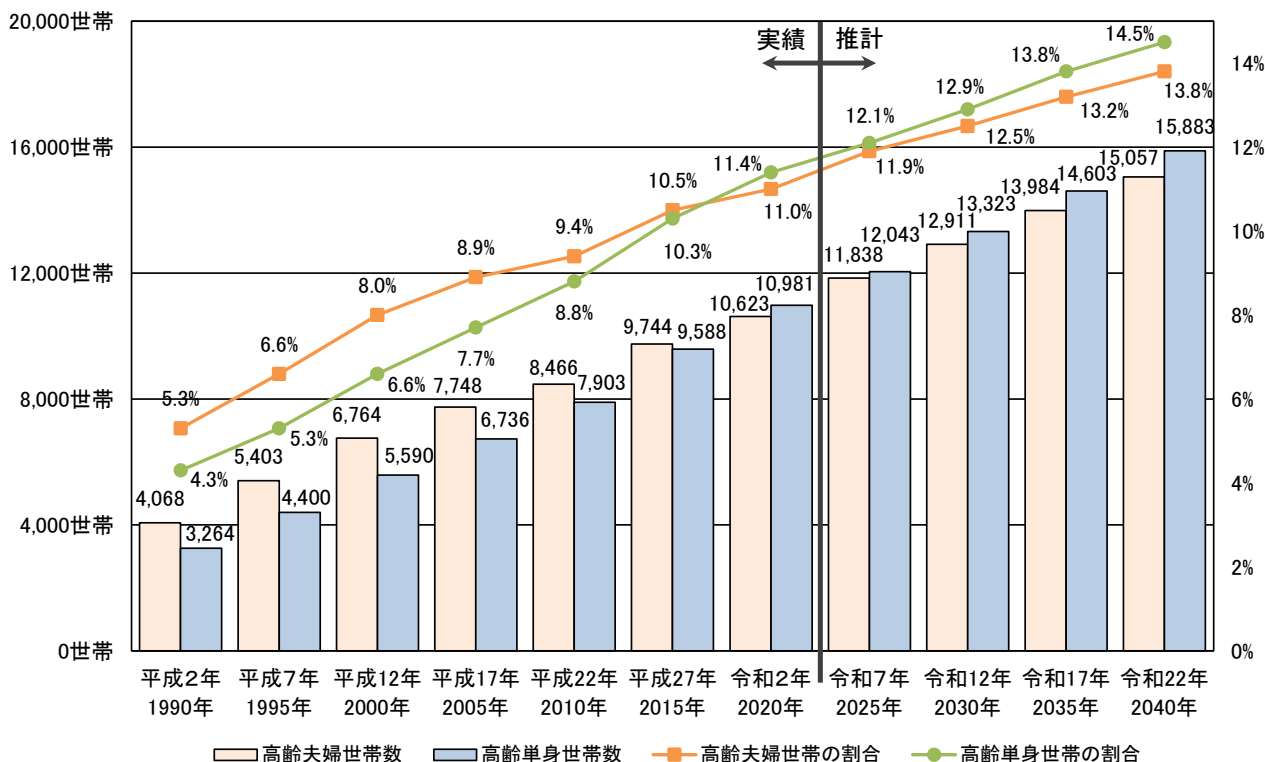
## 第3節 権利擁護の充実

高齢夫婦のみの世帯の割合は、平成2（1990）年には5.3%であったものが、令和2（2020）年には11.0%となりました。また、令和7（2025）年には約12%に、令和22（2040）年には約14%に達することが見込まれます。

同様に、高齢単身世帯の割合をみると、令和2年に高齢夫婦のみの世帯数と逆転し、以降増加傾向にあることが分かります。令和7（2025）年には12.1%に達し、令和22（2040）年には14.5%と、より顕著な伸びで推移することが見込まれます。

このように佐賀市では、高齢者のみの世帯の伸びに伴い、日常生活上の様々な支援が必要な高齢者が増加する見込みです。

【佐賀市の高齢者のみの世帯数の推移と将来推計】



- 平成2（1990）年～令和2（2020）年は、国勢調査データから作成
- 令和7（2025）年以降は、平成2（1990）年～令和2（2020）年の国勢調査データから近似式（1次関数）で推計した結果より作成
- 「高齢夫婦世帯」とは、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯」をいいます（ただし、平成2年については、「夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯」）。

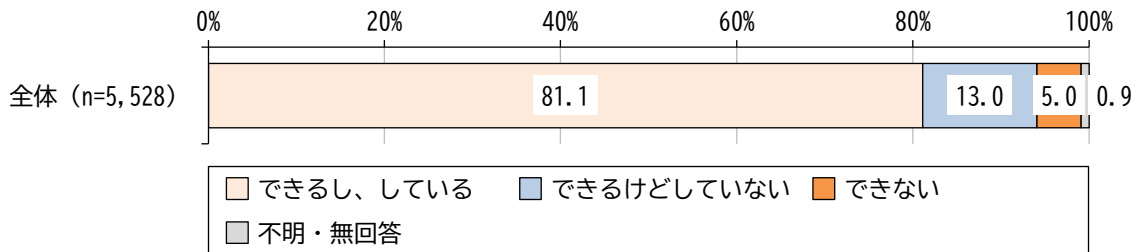
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、自分で請求書の支払いができない人が約5%、自分で預貯金の出し入れができない人が約5%、年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けない人が約10%となっています。

今後、高齢者のみの世帯の増加に伴い、認知機能の衰えなどによる判断能力の低下により、介護や福祉のサービス利用などに伴う契約を要する行為や財産管理を十分に行うことができない人が増加する可能性があります。また、隣近所などとの関わりが希薄になった場合、地域社会から孤立

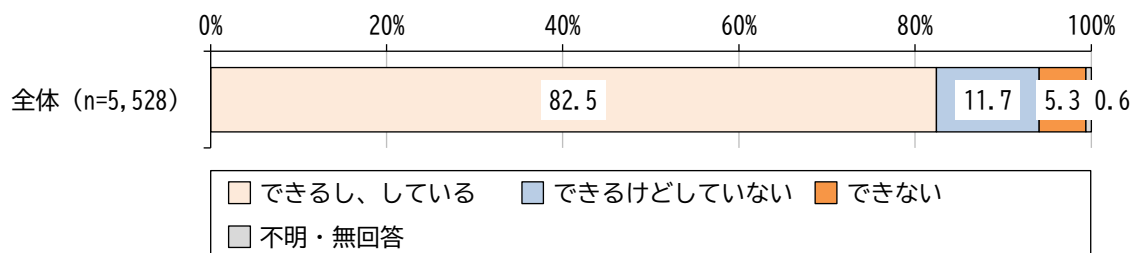
してしまい、ともすれば虐待やセルフネグレクトが発生してしまうことも危惧されます。

そのため、重大な権利侵害につながる厳しい環境におかれた高齢者の権利を擁護していくための支援が一層求められています。

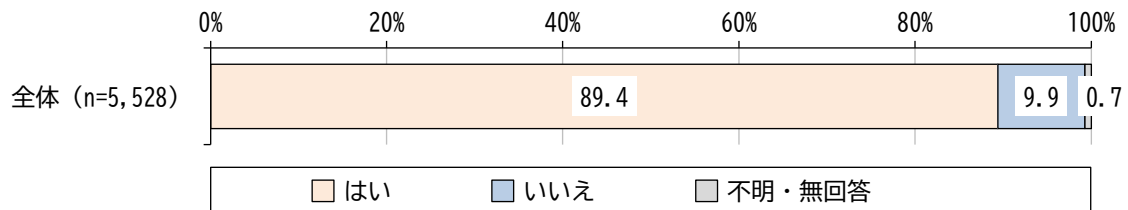
### 【自分で請求書の支払いをしているか】



### 【自分で預貯金の出し入れをしているか】



### 【年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けるか】



高齢者の権利擁護を推進するためのこれまでの取り組みを振り返ると、判断能力が低下した場合でも本人の意向が反映できるように「佐賀市あんしんノート（エンディングノート）」の活用について周知を図るとともに、佐賀市社会福祉協議会と連携して、令和4年度に佐賀市成年後見センター（中核機関）を設置しました。

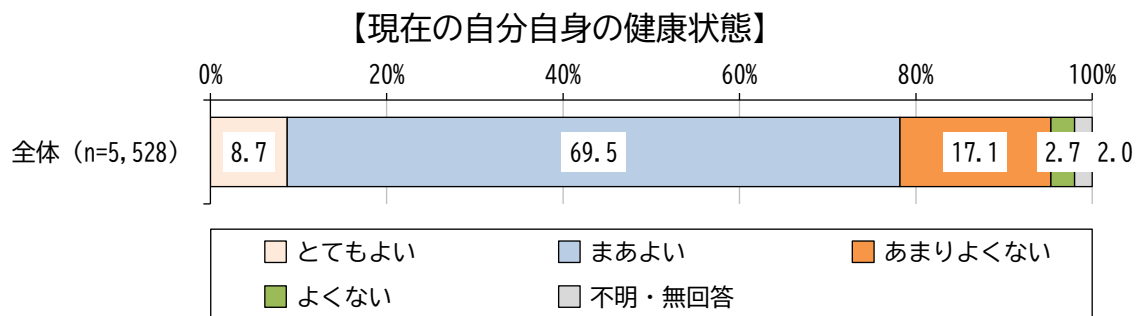
佐賀市成年後見センターは成年後見制度をはじめとする権利擁護の相談支援窓口として機能しており、相談件数も増加しております。将来推計においても日常生活上の様々な支援が必要な高齢者数は増加が見込まれており、そのような方の権利を守っていくためにも、より一層の周知啓発を行う必要があります。

高齢者虐待への対応については、被虐待者だけでなく養護者が抱える問題も複雑化しており、対応が困難な事例が起きています。このような問題に対応するためにも、関係機関との一層の連携強化、成年後見制度利用促進のためのネットワークづくりが求められています。

## 第4節 健康づくりと介護予防の推進

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、「現在の自分自身の健康状態」について、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『よい』が78.2%となりました。

自分自身の健康に自信がある人たちが多数であることがうかがえます。



一方で、「令和4（2022）年 国民生活基礎調査」によると、65歳以上の約7割が通院しており、高血圧や糖尿病、脂質異常症といった生活習慣病が通院理由の上位を占めています。

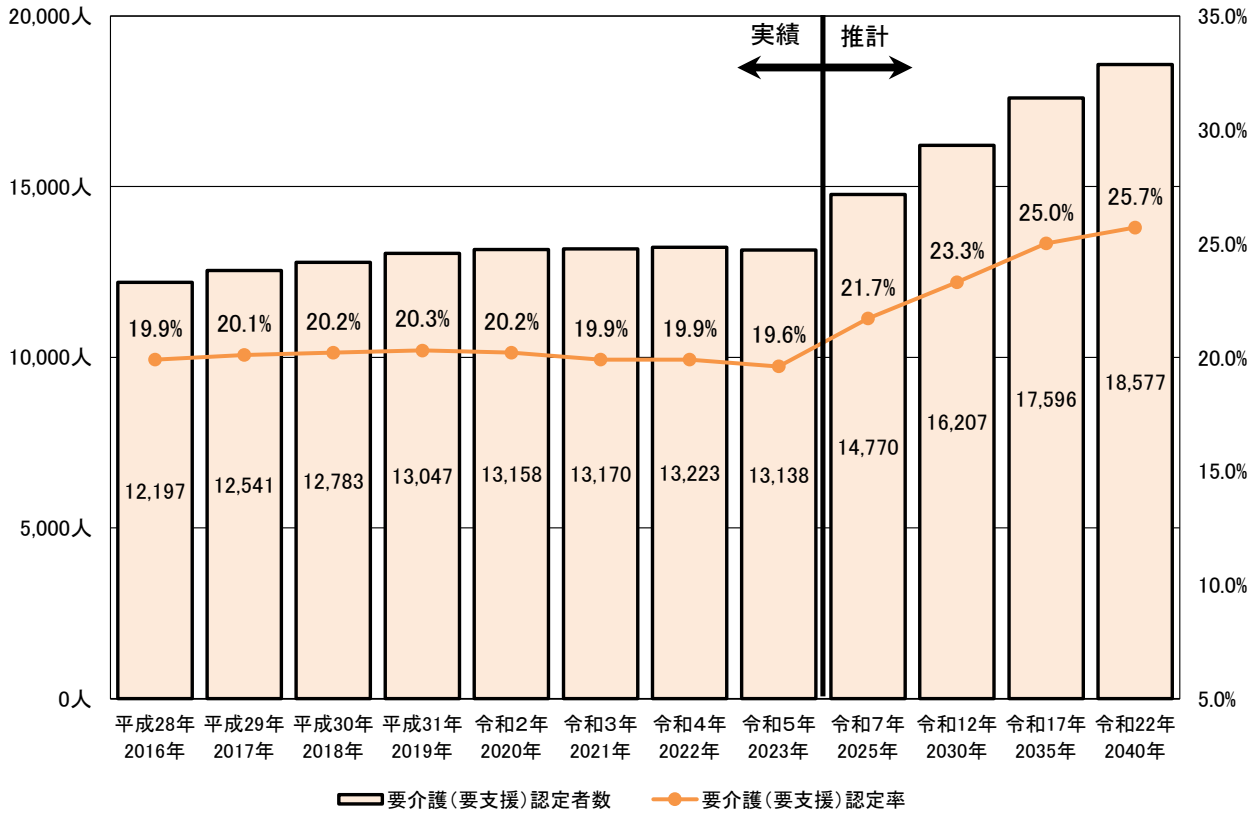
このことから、自覚症状がなくとも、健康問題が潜在化している人が多いことが分かります。

要支援・要介護認定率をみると、平成28（2016）年から令和5（2023）年の第1号被保険者の認定率は20%前後で推移していますが、令和7（2025）年には21.7%、令和22（2040）年には25.7%と予測されています。

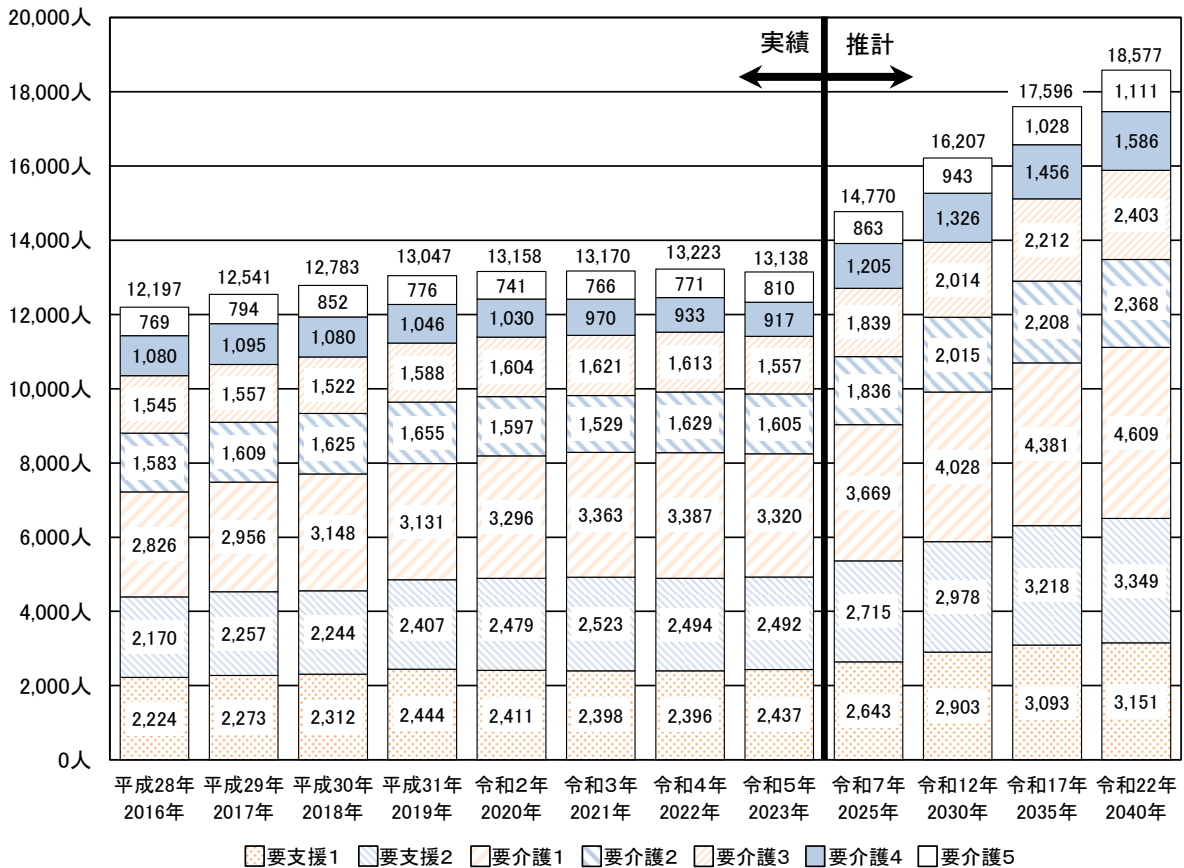
そのうち、要介護度の低い要支援者は、認定者全体の4割近くを推移する見込みであり、潜在的な健康リスクのある人や要支援の認定を受けている人が、要介護状態にならないよう、医療レセプトや健診などのデータを活用し、客観的な視点での健康づくりや介護予防をより一層推進していくことが求められています。



【佐賀市の要支援・要介護認定者数の推移と将来推計】



【佐賀市の要支援・要介護度別認定者数の推移と将来推計】

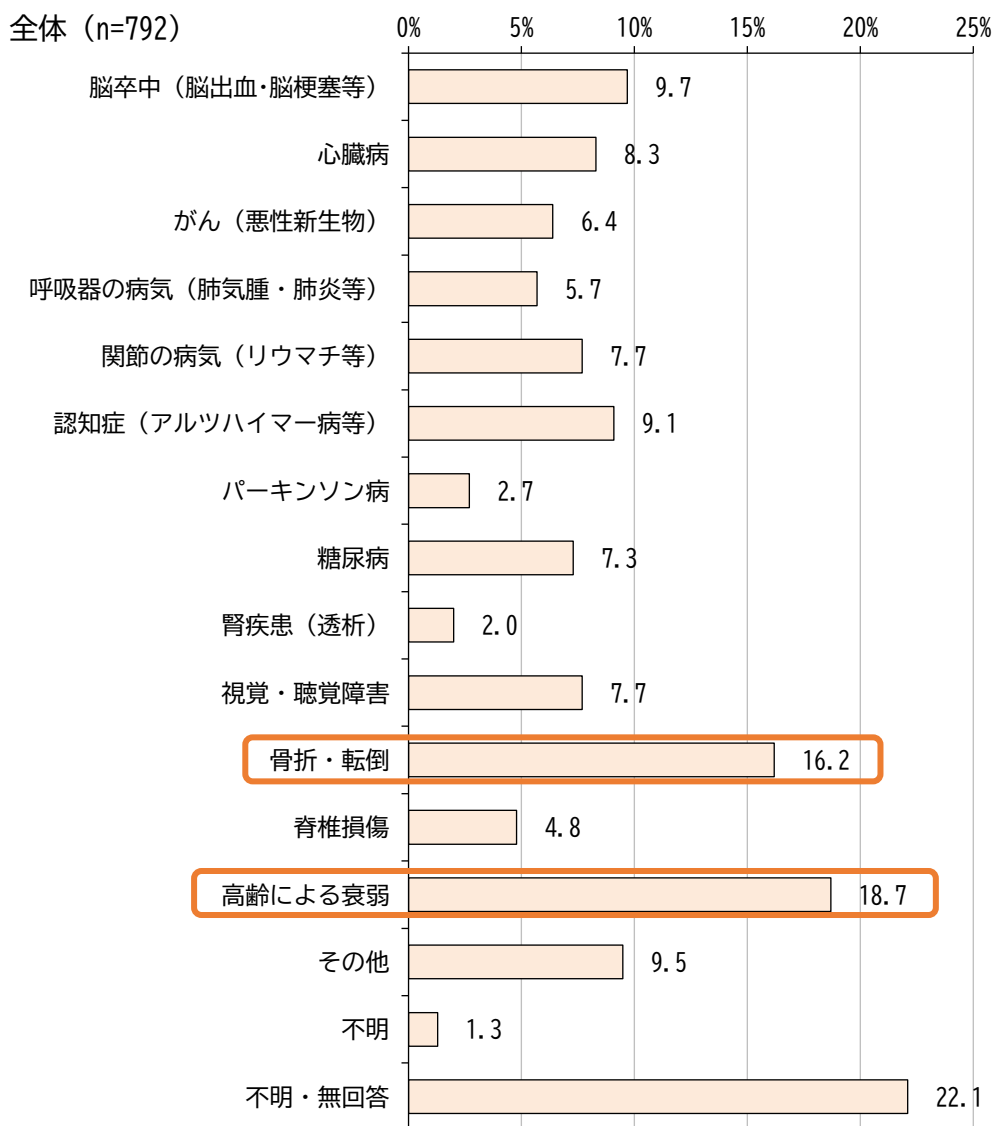


- 各年3月末の第1号被保険者の要支援者数と要介護者数の実績値に基づく。令和5年のみ6月末時点の数。
- 要介護(要支援)認定率 = 第1号被保険者の要支援と要介護の認定者数 / 第1号被保険者数 × 100

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、「介護・介助が必要になった主な原因」については、「高齢による衰弱」が18.7%と最も高くなっており、次いで「骨折・転倒」が16.2%となっています。

このことから、要介護状態にならないよう予防を図るためには、運動習慣や食生活の改善、社会参加の見直しや、高齢による衰弱の早期発見と早めの対策などが重要と考えられます。

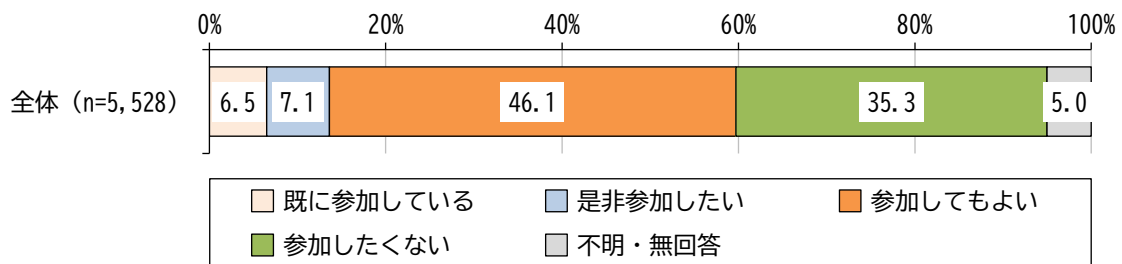
### 【介護・介助が必要になった主な原因】



介護予防の取り組みは、日常生活において継続していくことが重要です。佐賀市では、徒歩で通える範囲に「介護予防に資する住民主体の通いの場」づくりを進めています。

「地域住民による健康づくり活動などに、参加者として参加してみたいか」について、「既に参加している」、「是非参加したい」、「参加してもよい」が合わせて59.7%と、約6割の人たちが住民主体の健康づくり活動などへの参加に意欲的であることがうかがえます。

【地域住民による健康づくり活動などに、参加者として参加してみたいか】



健康づくりと介護予防の推進について、これまでの取り組みを振り返ると、以下のような点が評価できます。

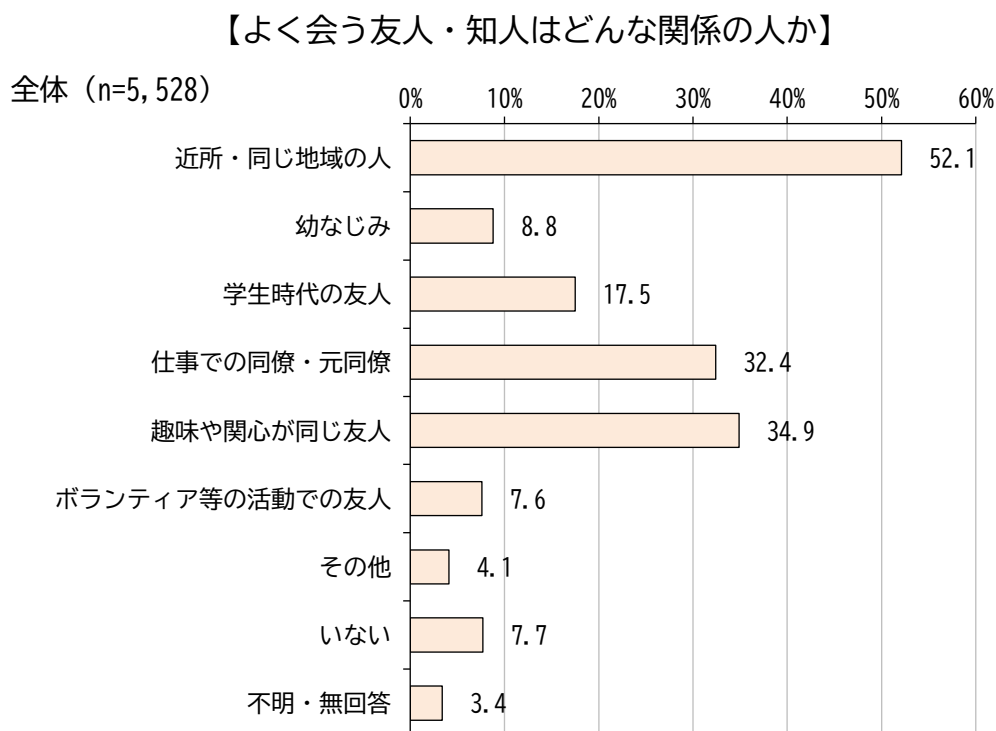
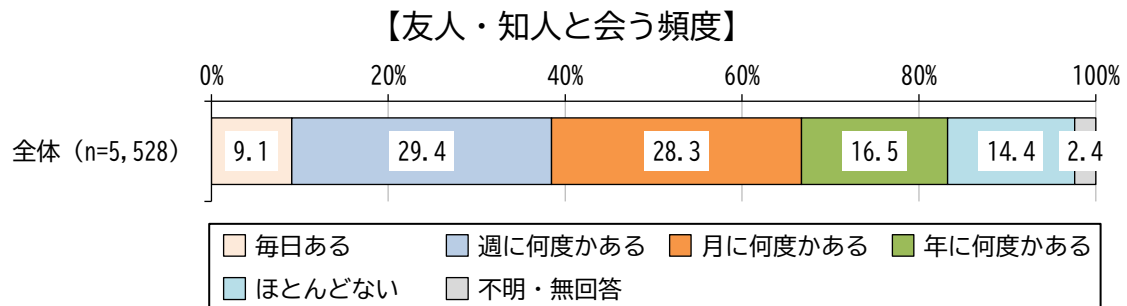
介護予防事業では、運動機能や認知機能の維持向上に向けた多様な介護予防教室を設けることで、多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけになっています。また、市主催の教室から「住民主体の通いの場」へ移行する流れも確立しており、「日常生活での介護予防の取り組みの継続」が実現できています。

今後、より多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう、引き続き「住民主体の通いの場」づくりを進めるとともに、市主催の教室についても効果的な取り組みに向けて、データなどを活用して検証していく必要があります。

## 第5節 社会参加の促進(健康づくり・いきがづくり)

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、「友人・知人と会う頻度」について、「毎日ある」が9.1%、「週に何度かある」が29.4%となりました。また、「よく会う友人・知人はどんな関係の人か」について、「近所・同じ地域の人」が52.1%となりました。

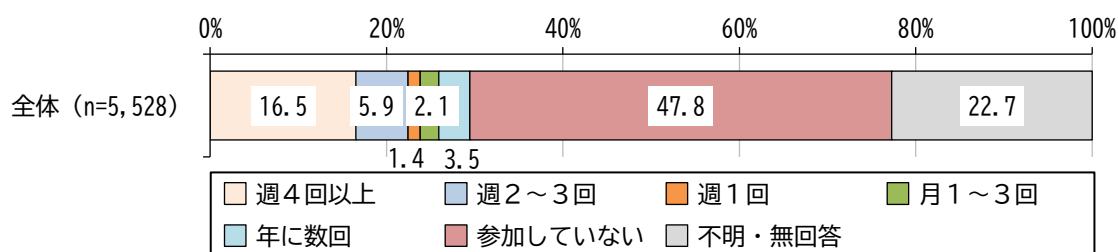
約4割の人たちが比較的頻繁に友人・知人と会い、その大半が近所や同じ地域の人であることから、地域における人と人とのつながりが比較的豊かである状況がうかがえます。



また、仕事への参加状況をみると、週4回以上「収入のある仕事」をしている人が16.5%、月1回以上になると25.9%と、高齢者の約4人に1人が月1回以上働いていることがわかります。

今後、人生100年時代を迎えるにあたって、高齢者が家庭・地域・企業などの各分野で豊かな経験、知識、技能を活かすことができる環境の整備が求められています。

【収入のある仕事】



令和3（2021）年に厚生労働省が公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、今後の介護職員数の推移と比較し、介護職員の必要数が上回る想定となっており、介護人材不足に向けた対策も必要となっています。

佐賀市の高齢者福祉事業所を対象にヒアリング調査を実施した結果、「人材の確保」や「事務作業の増加」に苦慮しているという声が多く上がりました。また、人材確保や定着を進めるためには「柔軟な労働時間や労働環境の設定に向けた支援」や「職場環境の整備や改善のための支援」が必要であるという意見も多く見られました。

高齢者の豊かな経験、知識、技能を、高齢者福祉事業所においても活かすことができれば、介護職員の負担軽減に寄与することが期待されます。

高齢者の社会参加について、これまでの取り組みを振り返ると、佐賀市社会福祉協議会や老人クラブ、シルバー人材センターなどでは、地域活動や交流活動、就労の場づくりなど様々な社会参加の機会を提供しており、高齢者の健康づくりやいきがいに寄与しています。

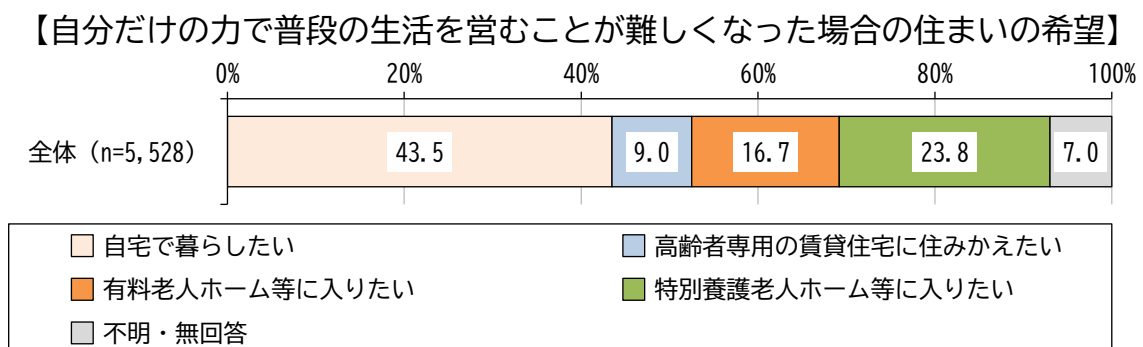
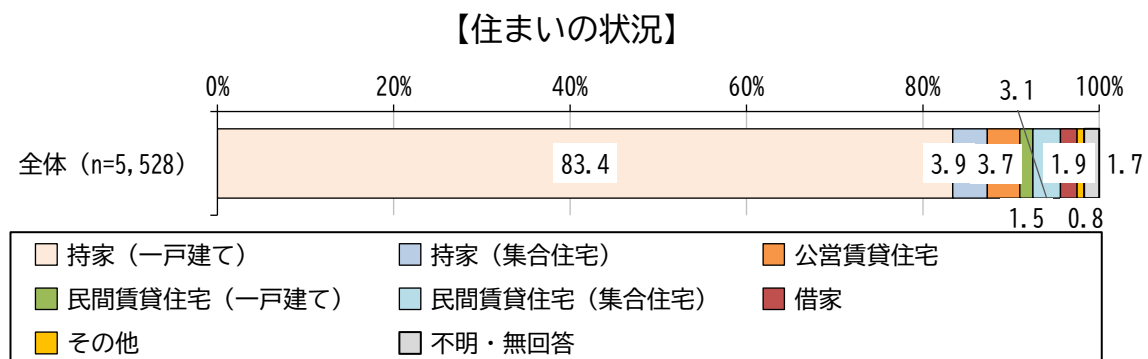
一方で、会員獲得に向けて様々な周知啓発に取り組むものの、会員確保に苦慮している団体もあります。

今後は、自治会や老人クラブなどの地縁組織だけではなく、ボランティア団体やサークル、NPO法人などの志縁型組織での活動、さらに、就労の機会に結びつく活動など、多様な社会参加の場での活動を支援し、それぞれが可能な範囲で地域社会の支え手として活躍できる仕組みづくりを推進する必要があります。

## 第6節 在宅生活継続の支援

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、「住まいの状況」について、「持家（一戸建て）」が83.4%となりました。また、「自分だけの力で普段の生活を営むことが難しくなった場合の住まいの希望」について、「自宅で暮らしたい」が43.5%となり、約4割の人たちが在宅生活の継続を望んでいます。

佐賀市では持家（一戸建て）が大多数であり、介護などが必要になっても自宅で暮らしたいというニーズが高い様子がうかがえます。



在宅生活継続の支援について、これまでの取り組みを振り返ると、介護保険のサービスについては、おたっしや本舗（地域包括支援センター）や指定居宅介護支援事業者などでケアプランを作成し、適切にサービスを提供しています。併せて、軽度生活援助、寝具等洗濯乾燥サービス、緊急通報システムなど佐賀市独自の生活支援サービスも提供しています。

一方で、佐賀市が提供する生活支援サービスのなかには利用者が少ないものもあり、利用者のニーズに応じたサービスの提供が必要です。

今後は、在宅生活の継続のためのニーズや、今後増えてくる認知症高齢者への対応についても考慮しながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる環境を整備していく必要があります。



## 第3章 目指す姿と基本目標、 重点取り組み



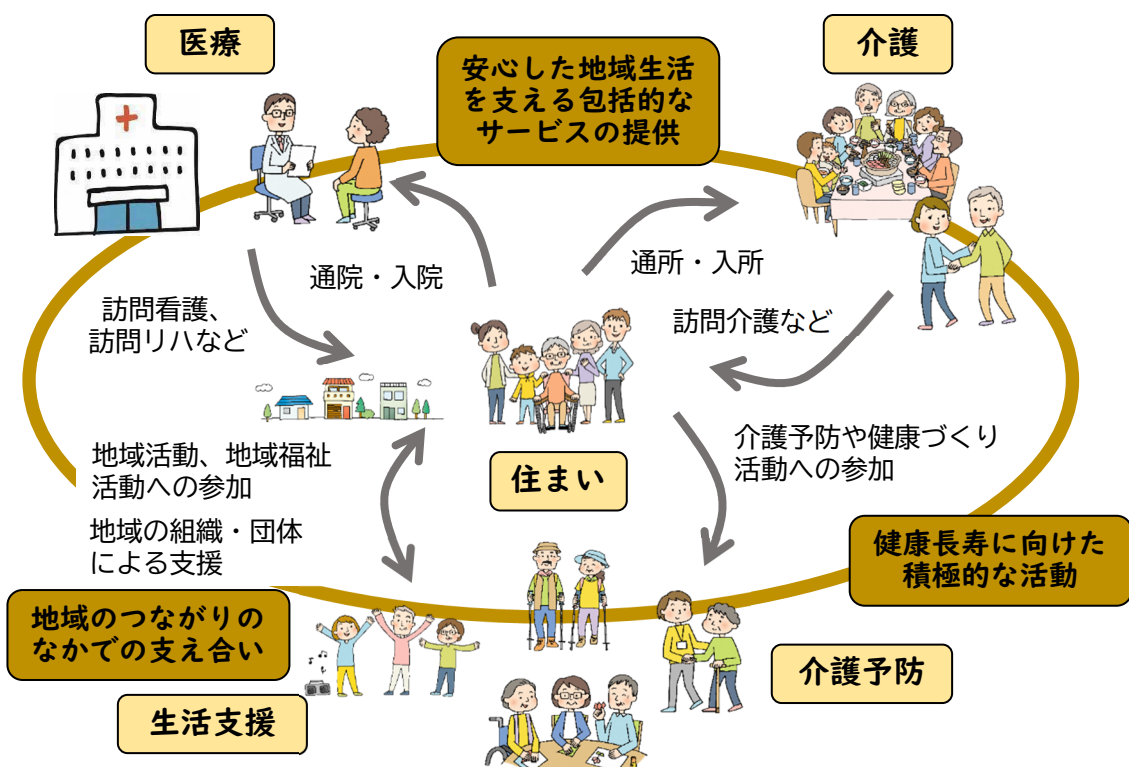
# 第1節 2040（令和22）年の目指す姿

本計画では、中長期的な視点のもと、佐賀市として高齢者施策をどのような方向性で充実させていくのか、地域の特性を踏まえて示していくことが求められています。

そこで本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、2040（令和22）年の目指す姿を次のとおり掲げ、様々な施策を進めます。

## 住み慣れた地域で支え合い、 自分らしく自立した生活ができるまち

- 1 高齢者が地域とのつながりのなかで、性別や世代、障がいの有無、経済的な状況などを超えて支え合うことで、自分らしい自立した生活を営んでいる。
- 2 高齢者が健康づくりや介護予防の必要性を感じ、健康長寿に向けて積極的に活動している。
- 3 高齢者が住み慣れた地域や望む場所で安心して生活できるよう、医療や介護、保健、福祉における必要なサービスが包括的に提供されている。



## 第2節 基本目標

2040（令和22）年の目指す姿に掲げる『住み慣れた地域で支え合い、自分らしく自立した生活ができるまち』の実現に向けては、多様な主体が連携した包括的な支援体制づくり、認知症にやさしい地域づくり、健康長寿に向けた健康づくりや介護予防のための活動の場づくり、自分自身ができることを活かしながら社会参加できる環境づくりが必要です。

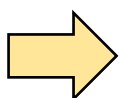
これらの視点を踏まえて、4つの基本目標を設定します。

さらに、本計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度にかけて、特に重点的に取り組んでいく事業を再構築し、4つの重点取り組みとして位置づけます。

### 基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりと、複雑化する福祉課題を解決する重層的な支援体制の整備を進めながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

また、地域包括ケアシステムを支えていく福祉や介護の人材確保に向けた取り組みについて、佐賀県や佐賀中部広域連合と連携しながら進めます。



重点1

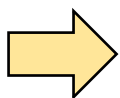
#### 地域を支えるネットワークづくりの強化

- 多様な主体による取り組みの支援・連携強化
- おたっしや本舗（地域包括支援センター）の機能強化

### 基本目標2 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

認知症の人の増加が避けられない状況にあるなか、予防から早期発見、さらに認知症発症後の生活支援体制づくりまでを総合的に進めます。

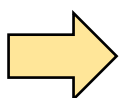
また、自身で意思決定が行えない状況にある高齢者の権利擁護に関する支援、高齢者虐待の防止や早期発見に向けた取り組みも行います。



重点2

#### 認知症施策の推進

- 普及啓発・相談体制の整備
- 当事者・家族への支援体制の整備



重点3

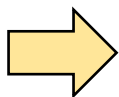
#### 高齢者の権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用促進

### 基本目標3 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきと自立した生活を送れるよう、高齢者が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりや介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを進めます。

また、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みとして、医療・健診・介護データなどを活用し、早期に必要なサービスへとつなげていくことができる体制を構築します。



#### 重点4

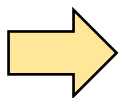
#### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- データを活用した取り組みの推進
- 通いの場における介護予防の推進

### 基本目標4 自立と安心につながるサービスの充実

人生100年時代を迎える今後、高齢者がいきがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、長年築いた豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、就労や地域活動などへ参加する環境づくりを進めます。

また、高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、高齢者の在宅生活を支えるためのきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。



#### 重点3

#### 高齢者の権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用促進



## 第3節 重点取り組み

### 重点Ⅰ 地域を支えるネットワークづくりの強化

#### 【取り組みの背景】

- 高齢者のみの世帯の増加に伴い、見守り、安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援など、様々な日常生活上の支援を必要とする高齢者が増えており、公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。
- 複合的な問題を抱える世帯や家族と疎遠の高齢単身世帯の増加などに伴い、高齢者福祉のサービスだけでは解決することが難しい、市やおたっしゅ本舗（地域包括支援センター）への相談内容は複合化・多様化しています。
- 支援を求める高齢者の増加や課題の複合化・多様化に対応していくためには、地域における連携拠点として、おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）の機能の強化や他機関との連携がより一層求められています。

#### 【2040年度（令和22年度）に向けた目標・目指す姿】

- 地域の様々な主体による介護予防や生活支援の取り組みを広げ、今後の在宅生活に必要とされる支援の創出・整備を進めるとともに、医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者を地域で支えていくため、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を深化させます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）の機能強化を図り、高齢者個人に対する支援を充実します。
- 地域共生社会の実現を目指した福祉全般の取り組みとしての「重層的支援体制の整備」と連動し、高齢者福祉分野においてもおたっしゅ本舗（地域包括支援センター）の総合相談機能の充実を図りつつ、関係機関や他の福祉分野で活動する機関・団体等とも連携し、高齢者を含めたあらゆる人々にとって安心してくらす環境づくりを行います。

#### 【令和6年度から令和8年度にかけての重点取り組み（◎：拡充 ●：新規）】

##### 【多様な主体による取り組みの支援・連携強化】

- 令和6（2024）年度から佐賀市社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源・人材の発掘や地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。  
※「コミュニティソーシャルワーカー」による地域の福祉ニーズの把握、関係機関との連携の推進などを含め、佐賀市社会福祉協議会は地域福祉の推進における重要な役割を担います。
- ◎ 市直営のおたっしゅ本舗佐賀が、民間法人が設置する14のおたっしゅ本舗（地域包括支援センター）の抱える複合的な相談内容への対応について、他機関との連携を進めます。
- ◎ 医療と介護の切れ目のない提供のために作成された入退院支援ルールの更なる周知・活用を図るなど、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を進めます。

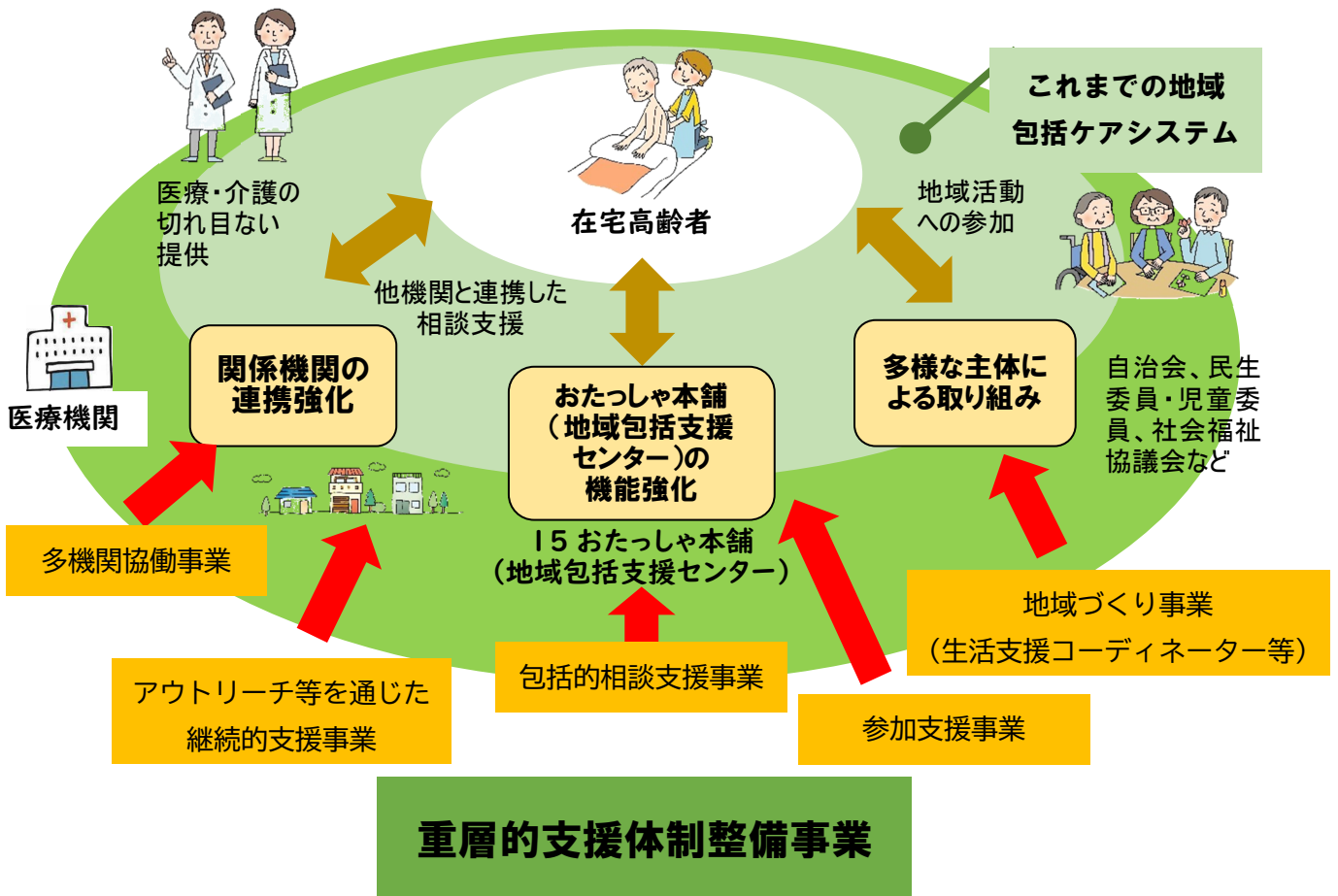
- ◎ 地域の担い手の発掘・支援や、住民主体の取り組みへの支援を行いながら、公的なサービス以外の地域の支え合いによる生活支援サービス（地域の支え合いによる見守り、通いの場づくり、簡単な家事支援など）の創出・整備を進めます。
- 重層的支援体制の整備と連動した各機関との連携強化による相談体制づくり、また相談から支援へとつなぐ体制づくりに努めるとともに、アウトリーチ型の相談など、支援を必要とするも自ら相談ができない人をすくい上げる体制づくりを行います。

### 【おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）の機能強化】

- ◎ 各おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）の管理者会議やヒアリングなどを通して、機能評価状況や課題を把握し、佐賀中部広域連合と連携しながら、その解決を図ります。
- ◎ おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）の個別事例解決力の向上に向け、職種別研修会や目的別研修会、佐賀中部広域連合と連携した研修などを行い、おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）の職員の資質向上を図るとともに、関係機関と連携しやすい体制づくりを進めます。

### 【指標】

項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
住民主体サービス事業取り組み団体	8団体	11団体
おたっしゃ本舗（地域包括支援センター） における相談件数	15,949件	17,500件



## 【取り組みの背景】

- 「認知症施策推進大綱（令和元年6月）」では、「共生」と「予防」の推進が求められており、更に、令和5（2023）年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。
- 家族や周辺住民の認知症に対する理解の不足、核家族化による家族の介護力低下などが見受けられ、認知症の人とその家族を支援する体制づくりが課題となっています。
- 認知症の人の増加が避けられない状況にあるなか、予防から早期発見、さらに認知症発症後の生活支援体制づくりまでを総合的に推進する必要があります。

## 【2040年度（令和22年度）に向けた目標・目指す姿】

- 認知症になっても、安心して暮らせるまちを目指し、地域における認知症に関する理解や正しい知識を深めるための普及・啓発や早期に気づき対応できる仕組みづくりを進めます。
- 認知症の人やその家族の支援を行うとともに、地域での見守り体制づくりを進めます。

## 【令和6年度から令和8年度にかけての重点取り組み（◎：拡充 ●：新規）】

## 【普及啓発・相談体制の整備】

- ◎ 「認知症サポーター養成講座」を身近な地域で開催し、認知症に関する理解や正しい知識の普及啓発を図るとともに、その修了者に対して認知症の知識や対応方法をより深く学べる「認知症サポーター・ステップアップ講座」を開催し、地域住民同士での支援・ボランティア活動につなげます。
- ◎ ものわすれ相談室にて、認知症や物忘れに関する相談を受け、早期に適切な治療・サービスに結びつけます。
- ◎ 多職種の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）と連携しながら、認知症の人やその家族に対し初期の支援を包括的・集中的に行い、必要な医療や介護に結びつけることで自立した生活を送れるようサポートします。
- 認知症に関する相談窓口等の情報（認知症地域支援推進員、認知症ケアパス）の普及啓発を強化し、早期に認知症の本人やその家族を支援する体制づくりに努めます。

## 【当事者・家族への支援体制の整備】

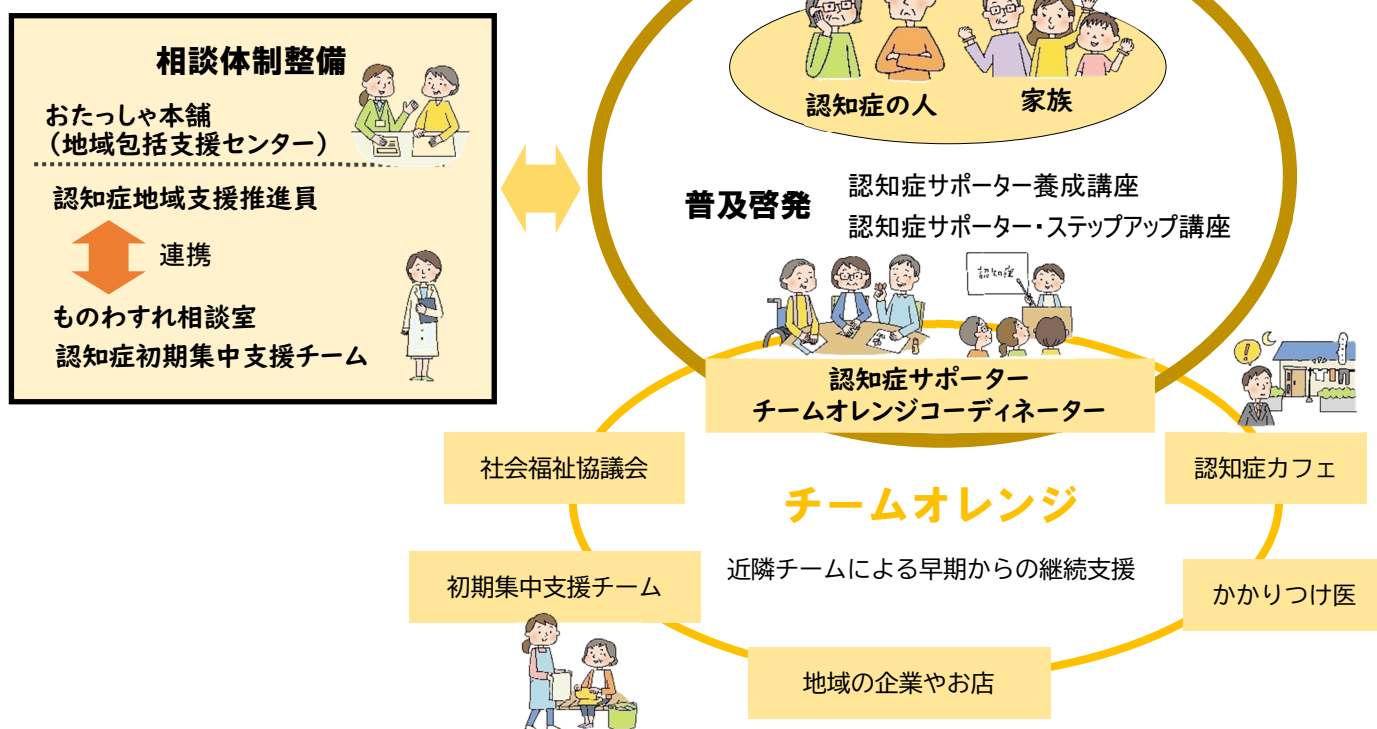
- 認知症サポーターなどの活動を促進するために、各おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）に「チームオレンジコーディネーター」を配置し、認知症の人やその家族の支援ニーズを拾い上げ、ニーズに即した社会参加や支援体制の構築、結びつけを推進していきます。
- ◎ 認知症の人やその家族を対象に、認知症の人に対する具体的な接し方等の情報交換が行える地域における集いの場の企画・運営に関する助言を行い、関係機関と連携し、広報を実施します。
- ◎ 行方不明になるおそれがある人の情報を事前に市に登録することにより、見守り体制を整えるとともに、捜索・発見時にスムーズな対応を行うための「あんしん見守り事前登録事業」を推進していきます。

## 【指標】

項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
認知症サポーター数 (平成20年度からの累計)	37,900人	45,000人
認知症サポーター・ステップアップ講座受講者数 (令和元年度からの累計)	248人	400人
あんしん見守り事前登録事業 登録申請者数	138人	300人

### 当事者・家族への支援、見守り

集いの場などでの家族支援  
あんしん見守り事前登録事業



## 【取り組みの背景】

- 認知症などにより判断能力が低下した高齢者が増加するなか、権利侵害や財産保護のための相談支援の充実が喫緊の課題となっています。
- 本人や家族からの成年後見制度に関する相談は増えていますが、手続きの複雑さなどの理由で制度の利用にまで至らないケースが見受けられます。
- 成年後見制度を必要とする事案が増えるなか、後見人等の担い手の育成が求められています。

## 【2040年度（令和22年度）に向けた目標・目指す姿】

- 判断能力が低下した高齢者等であっても、住み慣れた地域で本人らしい生活を送ることができるよう支援体制を強化します。
- 誰もが自らが望む終末期（死後のことも含む）を迎えることができるよう、元気なうちに自らの将来について考え、家族や支援者と共有する機会を提供します。

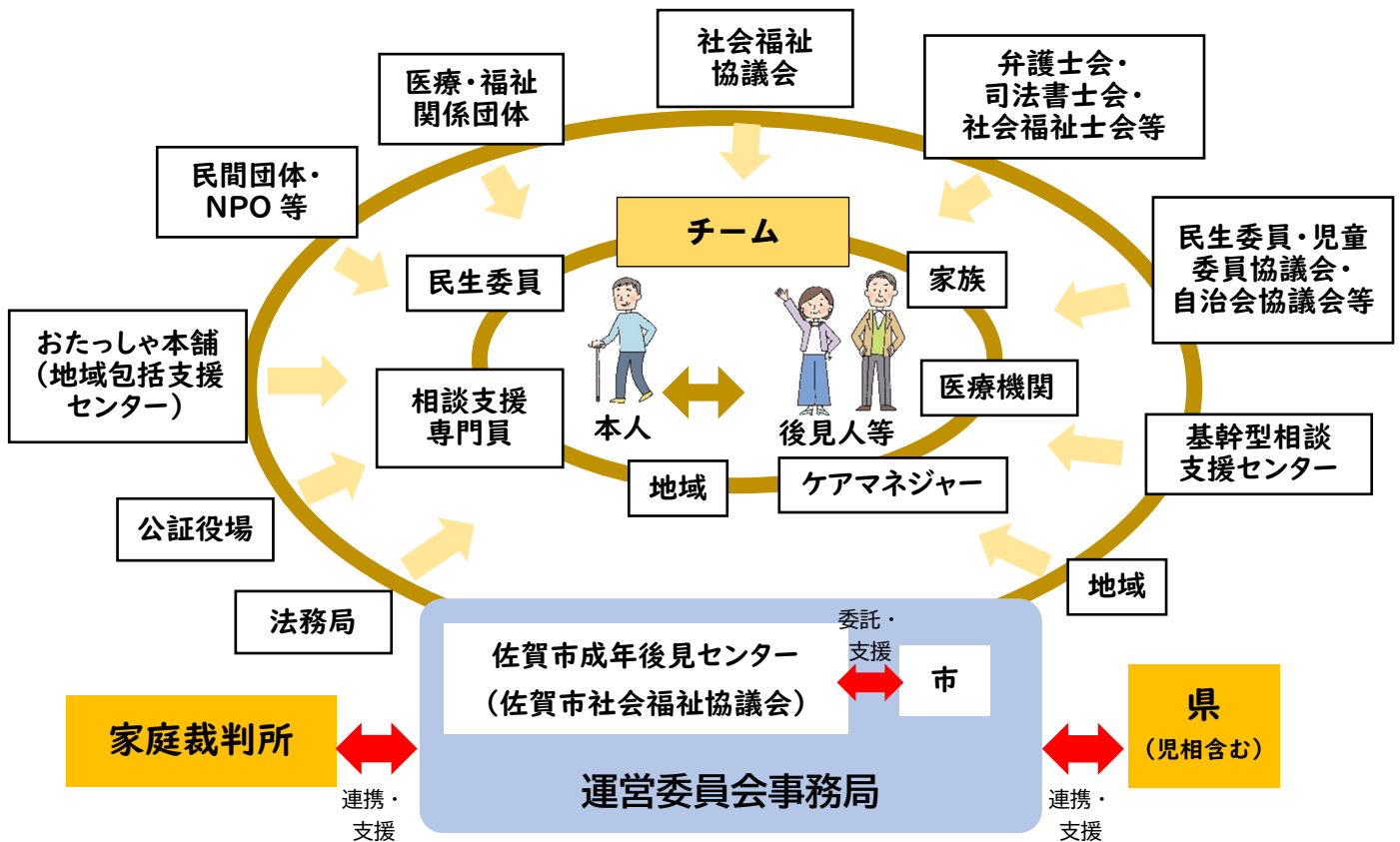
## 【令和6年度から令和8年度にかけての重点取り組み（◎：拡充 ●：新規）】

## 【成年後見制度の利用促進】

- ◎ 佐賀市社会福祉協議会に「佐賀市成年後見センター(中核機関)」を設置し、成年後見制度の利用促進を図る取り組みを行います。
- ◎ 高齢者の権利擁護と財産保護のため、おたっしや本舗（地域包括支援センター）、消費生活センター、佐賀市社会福祉協議会および専門職団体などとの権利擁護支援ネットワークの構築を推進していきます。
- 成年後見人等の受け皿不足が発生しており、家庭裁判所等と協議を進めながら、今後は専門職後見人の受任について拡大を図ります。
- ◎ 市民が積極的に将来の自分について考えることができるよう、終活に関する「佐賀市あんしんノート」を毎年作成するとともに、おたっしや本舗（地域包括支援センター）や佐賀市社会福祉協議会による地域での出前講座、講演会を実施し、普及啓発を図ります。
- ◎ 市民後見人について、具体的な活用の仕組みづくりについて検討を行います。

## 【指標】

項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
相談件数（各地域包括支援センター）	333 件	330 件
相談件数（佐賀市成年後見センター）	208 件	350 件
家庭裁判所に登録のある専門職団体	5 団体	6 団体



## 【取り組みの背景】

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、高齢者が自分らしく自立した生活を送れるよう健康寿命の延伸を図っていく必要があります。
- 要介護状態の前段階であるフレイル（加齢に伴う心身の変化や周囲の環境によって虚弱になった状態）の予防、改善を図るためには、データを活用し、早期に適切な支援を講じる必要があります。
- 国民健康保険法、介護保険法等により、市町村は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に努めることが求められています。
- 効果的・継続的な介護予防事業を進めるためには、PDCAサイクルに即した事業効果の検証と、更に地域主体の展開を促す取り組みが必要となります。

## 【2040年度（令和22年度）に向けた目標・目指す姿】

- 住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・健診・介護・高齢者実態調査などのビッグデータを活用して、地域や高齢者の健康課題を早期に把握し、早期に必要なサービスへとつなげていくことができる体制を構築します。
- 身近な場所で健康づくりに参加できる機会や場を提供・支援し、高齢者のいきがいや健康の増進、社会参加を促進します。

## 【令和6年度から令和8年度にかけての重点取り組み（◎：拡充 ●：新規）】

## 【データを活用した取り組みの推進】

- ◎ ビッグデータを活用した総合的な分析により、健康課題を抱える高齢者や健康状態の不明な高齢者などを把握し、専門職によるアウトリーチ支援（健診受診や治療勧奨、通いの場での参加勧奨など）を行い、疾病の重症化予防および介護予防を図ります。
- 「高齢者実態調査」にて把握したフレイルやオーラルフレイルのリスクが高い高齢者を抽出し、健診受診や治療勧奨、通いの場などへの参加勧奨を行い、重症化予防および介護予防を図ります。

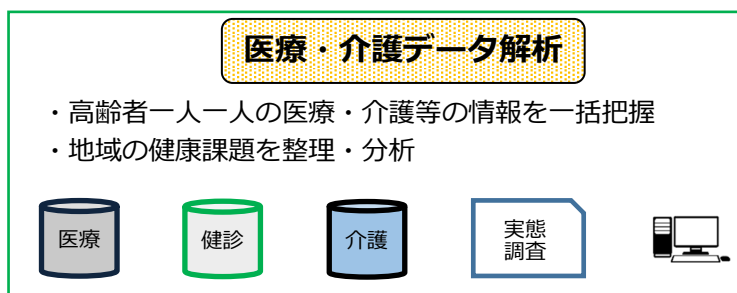
## 【通いの場における介護予防の推進】

- ◎ 継続的な介護予防の取り組みを促すために、身近な地域での通いの場づくりを進めます。
- ◎ 通いの場などへ専門職が積極的に関与する機会を設け、運動・栄養・口腔ケアなどの指導を行い、フレイルやオーラルフレイル（口の機能が衰えること）の予防を進めます。

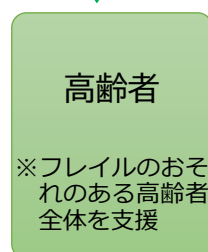
## 【指標】

項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
住民主体の通いの場の設置数	387 箇所	474 箇所
住民主体の通いの場の参加人数	9,583 人	11,733 人

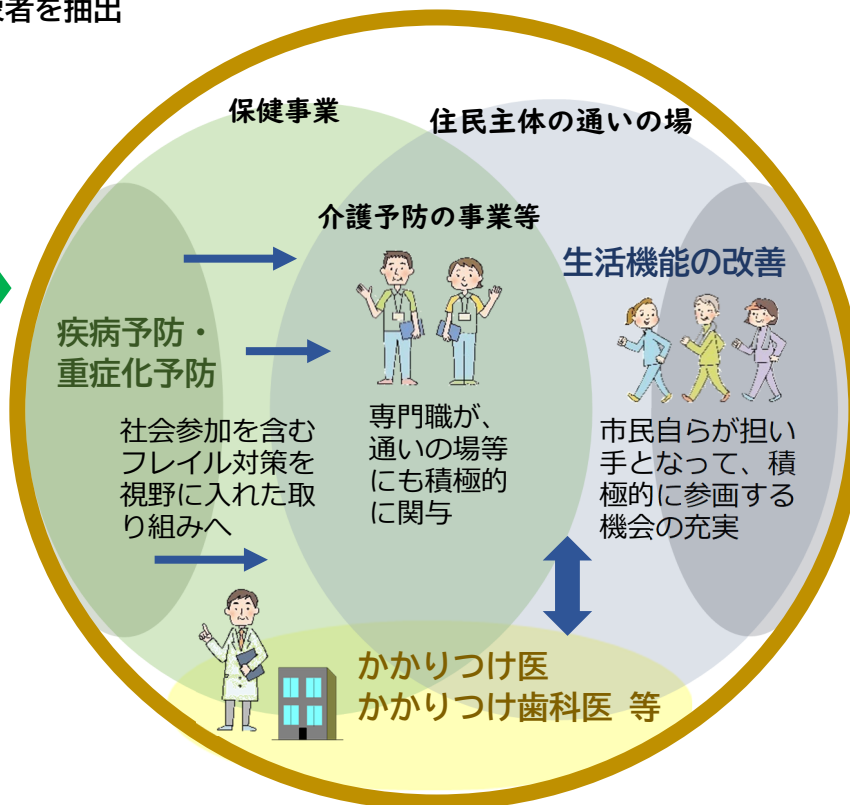
### (1) 市町村が一体的に実施



### (2) 対象者を抽出



### (3) 最適な支援へ





## 第4章 施策の内容

# 施策の体系

将来の目指す姿

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく自立した生活ができるまち

基本目標	施策	事業・取り組み内容
1 地域で 支え合う 仕組みづ くり	(1)おたっしや 本舗（地域包 括支援セン ター）運営の 充実	① おたっしや本舗（地域包括支援センター）の機能の充実【重点1】 ② 総合相談機能の充実【重点1】 ③ 権利擁護業務の充実 ④ ケアマネジメント支援の充実 ⑤ 地域ケア会議の充実
	(2)在宅医療・ 介護連携の 推進	① 関係多機関とのネットワーク構築 ② 入退院支援ルールの周知・活用【重点1】 ③ 市民への普及啓発
	(3)生活支援 体制の整備	① 生活支援コーディネーターの配置【重点1】 ② コミュニティソーシャルワーカーの配置 ③ 協議体の構築と機能の充実 ④ 住民主体サービスへの支援【重点1】 ⑤ 生活・介護支援サポーター養成
2 認知症 施策と高 齢者の権 利擁護の 推進	(1)認知症施策 の推進	① 認知症地域支援推進員の配置 ② 認知症サポーターの養成と活動促進【重点2】 ③ 認知症ケアパス（小冊子）の普及・啓発 ④ あんしん見守り事前登録事業【重点2】 ⑤ 認知症初期集中支援チームによる支援【重点2】 ⑥ 認知症カフェ等の集いの場の普及啓発【重点2】 ⑦ 「ものわすれ相談室」での相談対応【重点2】
	(2)高齢者の 権利擁護 の推進	① 相談支援窓口となる佐賀市成年後見センター（中核機関）の推進【重点3】 ② 関係機関とのネットワーク構築【重点3】 ③ 市民後見人の養成【重点3】 ④ 高齢者虐待に関する制度や知識の普及啓発 ⑤ 高齢者虐待対応専門チームによる相談対応

基本目標	施策	事業・取り組み内容
3 健康づくりと介護予防の推進	(1)健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康づくりに関する取り組みの推進</li> <li>② 各種健(検)診の受診勧奨</li> <li>③ 高齢者健康教育</li> </ul>
	(2)介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防事業</li> <li>② 住民主体の通いの場の支援【重点4】</li> </ul>
	(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者実態調査【重点4】</li> <li>② シニアのための元気度測定(ポピュレーションアプローチ)【重点4】</li> <li>③ データを活用した介護予防や生活習慣病等の重症化予防(ハイリスクアプローチ)【重点4】</li> </ul>
4 自立と安心につながるサービスの充実	(1)社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 老人クラブ活動への支援</li> <li>② いきがい館(老人福祉センター等)の運営</li> <li>③ 高齢者趣味の作品展の開催</li> <li>④ 高齢者スポーツ大会への支援</li> <li>⑤ 敬老行事への助成、敬老祝い金(品)の支給</li> <li>⑥ 高齢者バス優待乗車券への助成</li> <li>⑦ シルバー人材センターへの支援</li> <li>⑧ 高齢者の就労の促進</li> </ul>
	(2)在宅生活の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安否確認事業</li> <li>② 軽度生活援助事業</li> <li>③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業</li> <li>④ 日常生活用具給付事業</li> <li>⑤ 生活支援サービス事業(生活支援員派遣・短期宿泊)</li> <li>⑥ 緊急通報システム整備事業</li> <li>⑦ あん摩、はり、きゅう等施術券交付事業</li> <li>⑧ 介護用品(紙おむつ)支給事業</li> <li>⑨ 家族介護教室の開催</li> <li>⑩ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業(シルバーハウジング)</li> </ul>
	(3)生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 老人ホーム措置事業</li> <li>② 生活支援ハウス運営事業</li> <li>③ 地域共生ステーション開設支援事業</li> <li>④ 地域介護・福祉空間整備事業</li> <li>⑤ 地域介護施設開設補助事業</li> <li>⑥ 高齢者福祉施設マップ</li> </ul>
	(4)安心につながる取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者見守りネットワーク事業</li> <li>② 終活に向けた普及啓発【重点3】</li> <li>③ 複合的な福祉課題の解決に向けた体制づくり(重層的支援体制整備事業)</li> <li>④ 民生委員・児童委員との連携</li> <li>⑤ 佐賀市社会福祉協議会との連携</li> <li>⑥ 災害・感染症対策に係る体制整備</li> <li>⑦ 避難行動要支援者支援対策事業</li> </ul>

## 地域で支え合う仕組みづくり

### (1) おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）運営の充実

#### ① おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）の機能の充実【重点1】

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域における連携拠点として、おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）が核となり、地域の関係機関との連携を強化しながら、その機能の充実を図ります。

特に、各おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）の取り組み状況については、会議やヒアリングを通じて機能評価や課題を把握し、佐賀中部広域連合と連携しながら、課題解決を図ります。

また、おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）の個別事例解決力の向上に向けては、各種研修や検討会を通じて、職員の資質向上を図りつつ、業務が円滑に行えるような後方支援や関係機関と連携しやすい体制づくりを進めます。

#### ② 総合相談機能の充実【重点1】

複合的な問題を抱える世帯や家族と疎遠の高齢単身世帯の増加などに伴い、市やおたっしゃ本舗（地域包括支援センター）への相談内容は複合化・多様化しており、幅広い分野に対応した総合的な相談支援の対応が求められています。

こうした相談への対応を強化するため、各種研修を通じて個別事例解決力の向上に努めつつ、市直営のおたっしゃ本舗（地域包括支援センター）を中心とした、他センターや関係機関との連携をさらに進め、解決に向けた支援を行います。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	16,050件	15,949件	17,000件	17,150件	17,300件	17,500件

### ③ 権利擁護業務の充実

#### (ア) 権利擁護事業の周知・利用促進

高齢者の権利擁護に関するパンフレットの配布や講習会の開催など、高齢者の権利擁護に関わる制度などの普及啓発を行い、高齢者虐待などの早期発見や高齢者の権利擁護促進に結びつく環境づくりに努めます。

高齢者の権利擁護に関わる相談に対しては、庁内関係部署や関係機関、介護保険サービスなどの事業者、地域の組織・団体が連携して対応するとともに、成年後見制度やあんしんサポート（日常生活自立支援事業）などの活用を支援します。

また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、上記の取り組みを推進しながら、介護保険施設などにおいても高齢者の尊厳が確保されるよう、身体拘束廃止や虐待防止に向けた権利擁護に関する研修等の取り組みを進めます。

#### (イ) 成年後見制度利用支援

認知症、知的障がいや精神障がいなどの理由で、金銭管理や身上監護の契約、遺産分割などの法律行為を行う能力が不十分な者を支援する「成年後見制度」の利用について、中核機関を主軸におきながら促進活動に取り組みます。

また、成年後見制度に関する個別相談に対応する中で、本人家族の申立ての支援や、必要に応じて、成年後見制度における市長申立てについても取り組み、認知症高齢者などの権利擁護を進めます。

#### (ウ) 高齢者虐待相談窓口の充実

高齢者虐待の相談窓口として、関係機関と連携しながら、早期解決に向け対応します。また、関係機関に向けて、高齢者虐待に関する制度や各おたっしや本舗（地域包括支援センター）の社会福祉士を中心とした知識の普及啓発を行います。

### ④ ケアマネジメント支援の充実

地域のケアマネジャーなどに対して、ケアプラン作成指導をはじめ、個別相談、支援困難事例への助言、研修会の開催、医療機関を含む関係施設やボランティアなどの様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備などを行います。

## ⑤ 地域ケア会議の充実

おたっしや本舗（地域包括支援センター）が主催する地域ケア会議を通じて、個別ケースの支援内容の検討を行い、個別課題の解決や自立支援に資するケアマネジメントの支援につなげつつ、地域活動を考える足掛かりとなる地域の関係者のネットワークづくりを行います。

また、介護保険サービス事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体などと連携した地域ケア会議を行うことにより、高齢者やその家族に対する支援の充実や、高齢者支援をめぐる地域課題の把握とその改善に向けた地域の基盤づくりに努めます。

### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おたっしや本舗 地域ケア会議 取扱事例数	106 事例	124 事例	120 事例	120 事例	120 事例	120 事例



## (2) 在宅医療・介護連携の推進

### ① 関係多機関とのネットワーク構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して医療・介護が受けられるよう、佐賀市在宅医療・介護連携支援センター（以下、支援センター）が中心となり、4つの地区で、域内のネットワークづくりを行い、医療と介護の切れ目のない連携を進めます。

支援センターにおいては、4つの地区の各窓口施設や医療機関、介護保険サービス事業所、おたっしや本舗（地域包括支援センター）など多機関・多職種連携に生じる課題などの相談対応を行います。また研修会等を開催し、多職種が連携しやすいよう情報共有を行うことで、高齢者の地域生活を支援していきます。

### ② 入退院支援ルール of 周知・活用【重点1】

医療と介護が切れ目なく提供できるように作成された入退院支援ルールの更なる周知・活用を図り、関係者の連携を進めます。

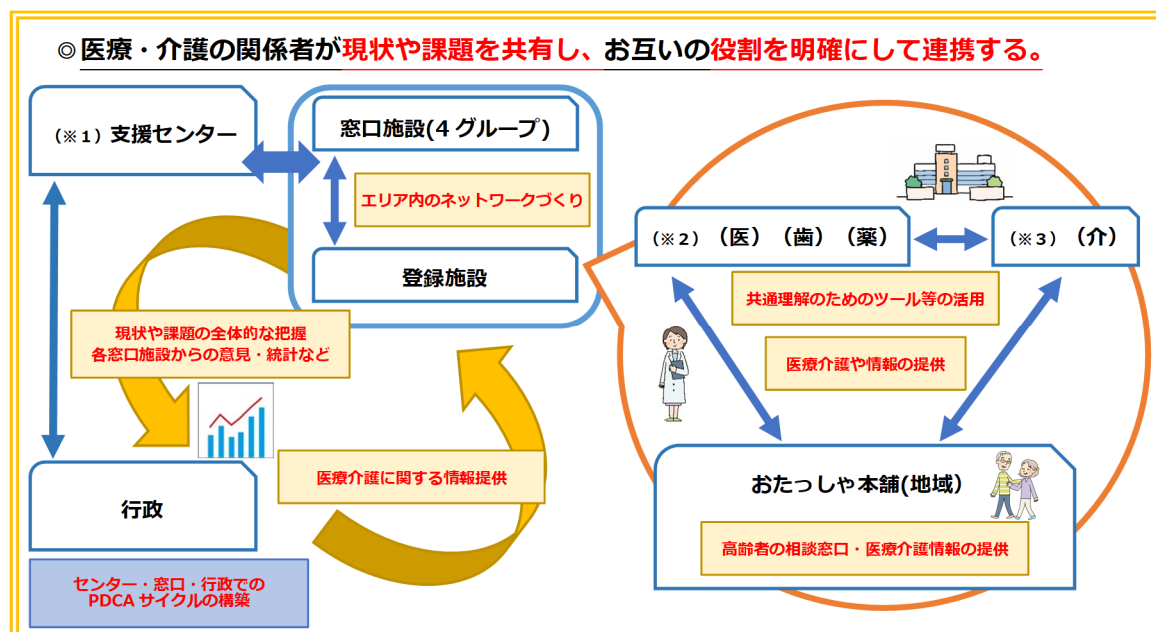
### ③ 市民への普及啓発

ホームページでの地域の医療・介護資源に関する情報の発信や、市報への掲載、民生委員協議会での活動紹介等を通じて、情報の周知を行います。

また、在宅医療・介護に関する情報の普及啓発を行うための講演会等を開催します。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援件数	35件	112件	80件	110件	120件	130件



※1 支援センター：佐賀市在宅医療・介護連携支援センター ※2 (医) (歯) (薬)：医院・病院、歯科医院、薬局 ※3 (介)：介護保険サービス事業所等

### (3) 生活支援体制の整備

#### ① 生活支援コーディネーターの配置【重点1】

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を令和6（2024）年度から佐賀市社会福祉協議会に配置します。

また、地域の住み慣れた環境での生活を支えるために、高齢者の外出支援やゴミ出し支援などを担い手につなぐことのほか、地域内での活動や交流の場の提供、地域における課題の発見や地域に不足するサービスの創出、担い手の育成などにも取り組んでいます。

また、佐賀市社会福祉協議会が配置するコミュニティソーシャルワーカーとの連携を深めながら、より効果的に推進していきます。

#### ② コミュニティソーシャルワーカーの配置

市民からの相談を待つ体制から、積極的に地域に出向く体制へと移行するため、アウトリーチ型福祉活動を実践する「コミュニティソーシャルワーカー」を、佐賀市社会福祉協議会へ委託して配置し、複合的な地域生活課題の解決に資する伴走型支援を行います。

#### ③ 協議体の構築と機能の充実

おたっしや本舗（地域包括支援センター）や生活支援・介護予防サービスの提供組織・団体、地域の組織・団体などの活動に生活支援コーディネーターが参画し、関係者間の定期的な情報共有や連携強化の中核となる、ネットワークとしての協議体を構築します。

協議体は、市全体を対象とし、介護予防と生活支援について連携・推進する「第1層協議体（佐賀市介護予防・生活支援推進協議会）」と日常生活圏域を対象とし、住民主体による生活支援活動を進め、さらにその機能の充実を図る「第2層協議体」の2層構造で構築します。

また、第2層協議体では生活支援コーディネーターとともに、住民や地域団体の代表を集めて話し合う場をつくるなどの、地域に合ったやり方を検討し、支え合いの社会の構築を進めます。

#### ④ 住民主体サービスへの支援【重点1】

地域の担い手の発掘・支援や、住民主体の取り組みへの支援を行いながら、地域の支え合いによる生活支援サービス（地域の支え合いによる見守り、通いの場づくり、簡単な家事支援など）の創出・整備を進めます。

##### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体サービス 事業取り組み団体	7団体	8団体	7団体	9団体	10団体	11団体

##### ■住民が主体となるサービス

種別	通所型サービスB	訪問型サービスB	訪問型サービスD
対象者	要支援者・事業対象者（専門的な支援が必要でない方）		
実施主体	住民組織、ボランティア、NPO法人など		
実施内容	・運動やレクリエーションなどの介護予防に資する活動で、週に1回以上の開所をするもの	・掃除、洗濯、調理、薬の受け取りなど日常生活の困りごとに対する生活支援サービス	・通院等をする場合における送迎前後の付添い支援 ・通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎

#### ⑤ 生活・介護支援サポーター養成

高齢者の個別生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築し、安心して地域で暮らすことができるよう、支援に関する知識や技術の習得を目指し、地域において日常的な支援を行う生活・介護支援サポーター養成講座を開催します。

また、生活・介護支援サポーターの増員を図るため、市報などで幅広く周知し参加者を増やすための働きかけを行い、住民主体の取組等へつなげていくと同時に、講座参加者が地域で活躍できるよう、生活支援コーディネーター等と連携を図っていきます。



## 認知症施策と高齢者の権利擁護の推進

### (1) 認知症施策の推進

#### ① 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人とその家族が安心して生活ができるよう、相談や訪問活動を通して、必要な医療や介護等のサービスが利用できるよう、各関係機関との連絡・調整を行うために認知症地域支援推進員を配置します。

なお、令和6（2024）年度より、認知症地域支援推進員業務に加え、チームオレンジコーディネーター業務を兼任し、各校区におけるチームオレンジによる活動の拡充やサポートを行い、認知症の方やその家族の支援・地域への参加を促す取り組みを、地域の実情に合わせて広げてまいります。

#### ② 認知症サポーターの養成と活動促進【重点2】

「認知症サポーター養成講座」を小中学校・企業・地区組織・各種団体など、身近な地域で開催し、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図ります。

また、その修了者に対して、認知症の知識や対応方法をより深く学べる「認知症サポーター・ステップアップ講座」を開催し、地域でのボランティア活動につなげます。

さらに、認知症サポーターなどの活動を促進するために、「チームオレンジコーディネーター」を配置し、研修や各校区で認知症ステップアップ講座の開催、チームオレンジの活動を促せるような後方からの支援を行います。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター数 平成20年度からの累計	35,967人	37,900人	39,900人	41,700人	43,400人	45,000人
認知症サポーター・ ステップアップ講座受講者数 令和元年度からの累計	204人	248人	300人	330人	360人	400人

### ③ 認知症ケアパス（小冊子）の普及・啓発

認知症の人やその家族が、早期受診・早期相談の必要性について理解し、認知症に関する相談先や支援等をまとめた「認知症ケアパス」の普及啓発を図り、必要な支援が適切に受けられるようにします。

なお、令和5（2023）年度に各おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）の認知症地域支援推進員と認知症ケアパスの見直しを行ったため、今後は、それをういながらおたっしゅ本舗（地域包括支援センター）での活用を促します。

### ④ あんしん見守り事前登録事業【重点2】

行方不明になるおそれがある人の情報を、事前に市へ登録することにより、見守り体制を整えるとともに、捜索・発見時にスムーズに対応するための「あんしん見守り事前登録事業」を進めます。

事前登録の際に配布する「あんしん見守りシール」を本人の衣服や靴、かばんなどに貼り付けてもらうことにより、認知症の人が外出し、道に迷うなどして行方不明になった場合に、シールに記載されている登録番号で身元を識別して早期の発見・保護につなげます。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あんしん見守り事前登録事業登録者数	100人	138人	178人	220人	260人	300人

### ⑤ 認知症初期集中支援チームによる支援【重点2】

多職種の専門職で構成されるチームが、おたっしゅ本舗（地域包括支援センター）と連携しながら認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問して相談内容を聞き取り、本人や家族に対する初期の支援を行い、必要な医療や介護に結びつけ、自立生活を支援します。

今後は、地域包括支援センター職員（認知症地域支援推進員）を対象に、チーム活動事例等を用いたケース検討会議を開催することにより、チームへの相談件数の増加を目指します。

### ⑥ 認知症カフェ等の集いの場の普及啓発【重点2】

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域住民、福祉や介護の専門職など、認知症の人に関わる人たちが集い、気軽に会話や情報交換などを楽しむ場所です。認知症カフェをはじめとした地域の集いの場の開設や運営に関して、助言や関係機関との連携、広報などを行います。

## ⑦ 「ものわすれ相談室」での相談対応【重点2】

認知症やものわすれに関する相談を受け、早期に適切な治療・サービスに結びつけるとともに家族の介護の負担軽減を図ります。

また、「ものわすれ相談室」については市報やホームページ、認知症サポーター養成講座等にて広報を実施し、広く利用してもらえるよう努めます。

さらに、医療機関、おたっしや本舗（地域包括支援センター）、認知症初期集中支援チームなどの関係機関と連携し、相談後の適切な受診やサービス導入が円滑に行われるように努めます。



## (2) 高齢者の権利擁護の推進

### ① 相談支援窓口となる佐賀市成年後見センター（中核機関）の推進【重点3】

成年後見制度をはじめとする各種手続きについて、市民が利用しやすい環境を整えるため、佐賀市社会福祉協議会などと連携して、利用促進を図る相談支援窓口となる「佐賀市成年後見センター（中核機関）」の機能を拡充し、より成年後見制度が利用しやすい環境の整備に努めます。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数 (各地域包括支援センター)	606件	333件	350件	370件	390件	410件
相談件数 (佐賀市成年後見センター)	—	208件	250件	250件	250件	250件

### ② 関係機関とのネットワーク構築【重点3】

高齢者の権利擁護と財産保護のため、おたっしや本舗（地域包括支援センター）、消費生活センター、佐賀市社会福祉協議会および専門職団体などとの連携ネットワークを構築し、多面的に支援を行います。

なお、令和5（2023）年度には連携ネットワークの構築に重点を置いて進め、令和6（2024）年度にはネットワークを構築し、成年後見制度の利用環境の向上を目指します。

### ③ 市民後見人の養成【重点3】

成年後見制度の利用増加に伴い後見人が不足していることから、市民後見人の養成に向けた講座内容の検討を行い、市民後見人の活用に向けた仕組みづくりを行います。

### ④ 高齢者虐待に関する制度や知識の普及啓発

高齢者虐待に関する相談窓口を周知するため、市が発行する「高齢者福祉サービスのご案内」に虐待に関する情報や、おたっしや本舗（地域包括支援センター）の連絡先を案内するとともに、関係機関と連携して介護保険事業者や医療関係者等へ制度の普及を図ります。

### ⑤ 高齢者虐待対応専門チームによる相談対応

おたっしや本舗（地域包括支援センター）に寄せられた相談のうち複雑化している虐待事例に対して、弁護士会と社会福祉士会の専門職からなる「高齢者虐待対応専門チーム」による専門的な助言や協力を行います。

また、深刻度や緊急度の判断を行い、迅速な相談対応を行います。



## 健康づくりと介護予防の推進

## (1) 健康づくりの推進

## ① 健康づくりに関する取り組みの推進

佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」に基づき、健康的な生活習慣の形成により生活習慣病や運動器疾患、オーラルフレイルの予防などに取り組み、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ります。

また、高齢者においては、やせ・低栄養が要介護や死亡に対するリスク要因となっているため、佐賀市食育推進基本計画に基づき、食に関する正しい知識を身につけ、栄養バランスの良い食生活を実践する「食育」を推進します。

## ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度 (予測値)	令和5年度 (予測値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
低栄養傾向の人の割合（BMI 20以下）	18.5%	18.5%	18.5%	18.5%	18.5%	18.5%

## ② 各種健(検)診の受診勧奨

各種がん検診や歯周病検診などの成人検診、結核検診、および国民健康保険の特定健診・後期高齢者健診・特定保健指導の目標受診（実施）率の達成を目指して、市報やホームページ、佐賀市健康ガイドブックなどを用いた健(検)診の周知・啓発に取り組み、健康管理に対する意識向上を図ります。

また、国民健康保険の加入者に人間ドックや脳ドックの受診に対する助成を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。

## ■実績と数値目標

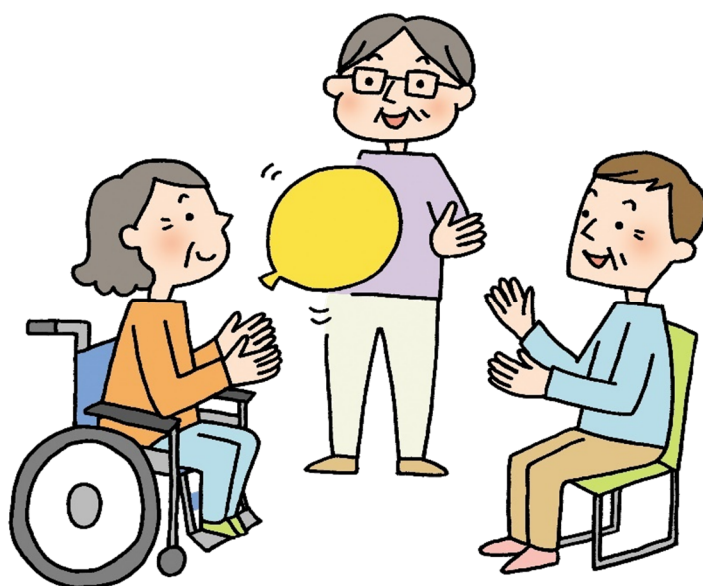
	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健診受診率 (40～74歳)	33.0%	33.4% (速報値)	35.0% (予測値)	35.0%	40.0%	45.0%
特定保健指導実施率 (40～74歳)	51.1%	48.8% (速報値)	55.0% (予測値)	55.0%	60.0%	60.0%
健康診査受診率 (75歳以上)	16.1%	18.3%	18.7%	19.0%	19.2%	19.4%

### ③ 高齢者健康教育

サロンや老人クラブ、通いの場などに出向き、将来的に要介護状態にならないような生活習慣の改善や介護予防に関する講話を行うなど、高齢者の介護予防に対する意識の醸成を図ります。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	111回	143回	150回	150回	150回	150回
参加者数	1,404人	2,025人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人



## (2) 介護予防の充実

### ① 介護予防事業

#### (ア) センター版元気アップ教室

フレイルチェックの運動項目に該当がある高齢者を対象に、送迎付きで週1回、全16回に渡り、自宅で継続して取り組める運動の指導、口腔体操や口腔ケア、栄養などに関する講話や相談、脳トレなどによる介護予防を行います。

佐賀市ダンベル体操 1本 220g のおもりを個人の体力に合わせて  
10段階調整することで無理なく筋力アップ！  
基本的に椅子を使って、ゆっくり行う6種類の運動です。



#### 口腔体操や唾液腺マッサージ、パタカラ発声練習でオーラルフレイル予防！

唾液が出やすくなる

唾液腺マッサージ

じかせん  
耳下腺



(10回)

がっかせん  
顎下腺



(各5回)

ぜっかせん  
舌下腺



(10回)

パタカラの発声練習

食べ物を口にいられてから  
のどに送り込むまでの口の動き



#### (イ) 地域版元気アップ教室

自治公民館などにおいて、「参加者が歩いて行ける会場で」「仲間と一緒に」「効果のある取り組み」を継続して実践する通いの場を創出するための教室を週1回、全16回で開催します。

取り組み内容は、センター版元気アップ教室と同様、体操や講話、相談を行い、参加者個人の介護予防を行うとともに、住民主体で通いの場を運営するためのノウハウを提供します。

### (ウ) 短期集中予防サービス（通所型サービスC）

要支援者または事業対象者で生活機能の低下した高齢者を対象に、地域での自立した日常生活の支援を目的として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」の複合的な個別プログラムを専門職により短期間に集中して実施します。

#### ■実績と数値目標

(上段) 実施箇所数 (下段) 実参加者数	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(ア)センター版 元気アップ教室	25 か所	23 か所	23 か所	25 か所	25 か所	25 か所
	262 人	264 人	352 人	400 人	400 人	400 人
(イ)地域版 元気アップ教室	7 か所	9 か所	4 か所	10 か所	13 か所	15 か所
	93 人	135 人	65 人	150 人	195 人	225 人
(ウ)短期集中予防 サービス	2 人	2 人	5 人	5 人	7 人	10 人



## ② 住民主体の通いの場の支援【重点4】

体操を主体とした自主グループへ健康運動指導士等の講師を派遣し、運動などの技術指導のフォローを実施することで、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援を行います。

また、自主グループの支援者の養成・育成および支援者同士の交流機会として介護予防支援者養成講座の開催等を提供し、支援者が活動を継続できるよう技術的・精神的フォローを行います。

さらに、10年間活動を継続している自主グループの表彰を行うなど、活動状況を広く周知し、自主グループの活動への機運を高めます。その他、ふれあいを主体とした自主活動へ助成などの支援を行い、地域での活動の活性化を図ります。

### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体操を主体とした 自主グループ数	111 か所	118 か所	133 か所	143 か所	156 か所	171 か所
ふれあいを主体とした 自主グループ数	230 か所	221 か所	240 か所	245 か所	250 か所	255 か所
音楽を主体とした 自主グループ数	35 か所	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所
読み書き計算を主体と した自主グループ数	13 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所



### (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

#### ① 高齢者実態調査【重点4】

市独自調査として民生委員に調査を依頼し、在宅の高齢者を対象に、「高齢者実態調査」を実施しています。フレイルチェックを設問内容に取り入れることで、高齢者一人ひとりの健康課題を把握し、介護予防の取り組みなどへの活用を行います。

#### ② シニアのための元気度測定（ポピュレーションアプローチ）【重点4】

後期高齢者（75歳到達者等）を対象に、関心の高いフレイルや認知機能チェック、体力測定などを組み合わせた測定会を行い、自身の状態を把握し、結果をもとにしたフレイル予防や認知症に関して学ぶ場を設け、知識や実践の普及を行います。

#### ③ データを活用した介護予防や生活習慣病等の重症化予防（ハイリスクアプローチ）【重点4】

健診結果やフレイルチェックなどのデータに、医療レセプトや介護レセプトを加えて総合的に分析を行い、健康課題を抱える高齢者や閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者などを把握します。

また、それぞれの状態に応じた職種によるアウトリーチ支援を行い、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の重症化予防を一体的に実施します。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問指導 人数	100人	182人	203人	215人	215人	215人



## 自立と安心につながるサービスの充実

### (1) 社会参加の推進

#### ① 老人クラブ活動への支援

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対し、高齢者が健康でいきがいに満ちた生活を送る機会の一つとして、社会活動推進事業等に対する助成等の支援を行います。

##### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	256 団体	252 団体	244 団体	270 団体	270 団体	270 団体
登録会員数	9,729 人	9,309 人	8,809 人	10,600 人	10,600 人	10,600 人

#### ② いきがい館（老人福祉センター等）の運営

市内6か所のいきがい館において、60歳以上の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上およびレクリエーションを提供します。併せて、4か所のいきがい館では、健康料理、健康体操、郷土史などの教養講座を実施します。

##### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	63,566 人	71,483 人	71,500 人	71,500 人	71,500 人	71,500 人

#### ③ 高齢者趣味の作品展の開催

高齢者のいきがいを高めるため、趣味による創作作品を広く募集し、展示します。  
広報により事業の周知を図り、高齢者の創作活動の目標の一つとして実施していきます。

#### ④ 高齢者スポーツ大会への支援

高齢者の健康といきがいを高めるため、校区毎に開催される高齢者向けのスポーツ大会に対して、支援を行います。

#### ⑤ 敬老行事への助成、敬老祝い金（品）の支給

高齢者の長寿を祝うため、各小学校区および市内の老人ホーム等で開催される敬老行事に対し助成を行います。

また、長年にわたり社会に貢献された長寿者に対する敬老の意図に祝意を表すために、88歳の高齢者に敬老祝記念品を贈呈し、100歳の高齢者に敬老祝金を支給します。

## ⑥ 高齢者バス優待乗車券への助成

70歳以上の高齢者に対して、市営バス・昭和バスの高齢者バス優待乗車券の購入費用を助成し、高齢者の外出支援を行います。

### ■実績と数値目標

上段:市営バス 下段:昭和バス	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成人数	8,593人 1,632人	8,835人 1,716人	10,046人 2,066人	10,150人 2,100人	10,250人 2,150人	10,350人 2,200人

## ⑦ シルバー人材センターへの支援

高齢者の社会参加といきがいづくりを目的に助成を行い、定年退職後等の高齢者に対し、経験と能力を活かした多様な就労活動の機会を創出し、高齢者の社会参加といきがいづくりを促進します。

また、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業および市民生活ガイドセンター事業も引き続き実施します。

### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	864人	836人	818人	1,000人	1,000人	1,000人

## ⑧ 高齢者の就労の促進

高齢者雇用および就労支援に関する制度や関係機関の取り組みなどについて、労政だよりやホームページなどで情報発信を行います。

また、「佐賀市小口資金」を借り入れた場合に、市が信用保証料を全額補助し、企業が仕事と家庭の両立がしやすい環境づくり、障がい者雇用、高齢者雇用に積極的に取り組めるよう支援します。

さらに、高齢者の社会参加を一層促進するための取り組みの一つである、就労的活動支援コーディネーターの配置について、佐賀中部広域連合と協議・検討します。

## (2) 在宅生活の継続支援

### ① 安否確認事業

ひとり暮らし高齢者などの心身の状況、家族の支援、環境等に応じ、定期的に訪問することにより安否確認を行い、異常がある場合には関係機関への連絡等の対応を行い、支援へつなげます。

### ② 軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者などの心身の状況、家族の支援、環境等に応じ、食材の買い物や家屋内の整理整頓など、軽易な日常生活の支援を行います。

### ③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具類（掛布団・敷布団・毛布・シーツ）の衛生管理が困難な在宅生活のひとり暮らし高齢者などに対し、水洗いおよび乾燥消毒などのサービスを年2回実施します。

### ④ 日常生活用具給付事業

心身機能の低下のため火気取り扱いに不安があるひとり暮らし高齢者などに、介護保険で給付対象とならない電磁調理器、自動消火器、火災警報器を給付します。

### ⑤ 生活支援サービス事業（生活支援員派遣・短期宿泊）

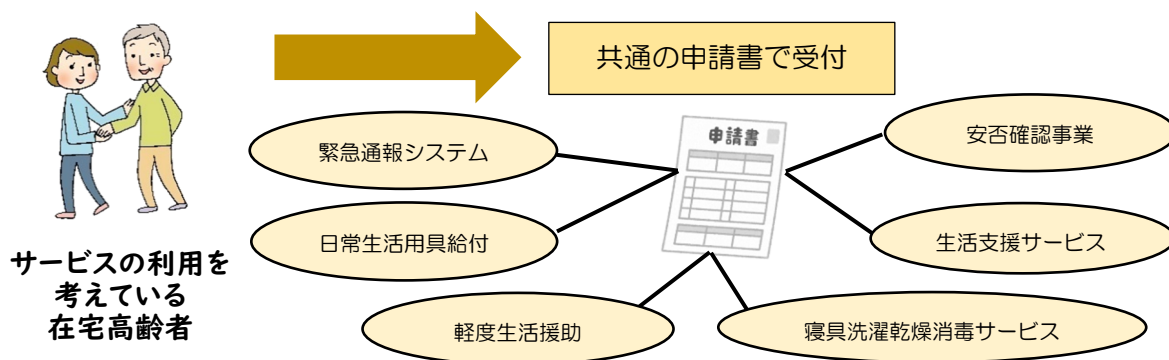
社会適応困難な高齢者に対して、支援員の訪問または短期間の宿泊により、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行の予防と日常生活での自立を図ります。



## ⑥ 緊急通報システム整備事業

在宅のひとり暮らし高齢者などが緊急通報装置（機器の借受料など一部利用者負担）を自宅に設置することで、緊急事態発生時の即応体制として、消防局や親族・近隣協力者への緊急事態発生通報等を整え、高齢者などの不安を解消し、生活の安全を図ります。

◎佐賀市独自の在宅生活支援サービスの中から、本人の希望および心身の状況に応じサービスを選択いただく



## ⑦ あん摩、はり、きゅう等施術券交付事業

65歳以上の高齢者を対象にあん摩、はり、きゅう等の施術の助成を行うことにより、高齢者の健康づくりを支援します。

また、交付者数増加や利用促進を図るため、市報、ぷらご等で広報を行います。

## ⑧ 介護用品（紙おむつ）支給事業

紙おむつを使用しているおおむね65歳以上で、一定の要件（要介護3, 4, 5、市県民税非課税世帯など）を満たす在宅高齢者に対し、紙おむつなどを支給します。

今後も引き続き、対象者への事業内容の周知に努めます。

## ⑨ 家族介護教室の開催

高齢者を介護している家族や認知症の方を介護している家族を対象に、介護方法や介護予防、認知症の方に対する具体的な接し方などを学ぶ場を企画するなど、参加者のニーズに応じた教室を実施します。

## ⑩ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（シルバーハウジング）

江頭団地、六座町団地に生活援助員を派遣し、高齢者の相談に応じたり、家事援助を行うなど、高齢者の日常生活の支援を行います。

### (3) 生活環境の整備

#### ① 老人ホーム措置事業

環境上・経済上の理由により自宅での生活が困難な高齢者を、養護老人ホームに措置します。

##### ■実績と数値見込み

	実績			数値見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
措置者数	69人	64人	64人	64人	64人	64人

#### ② 生活支援ハウス運営事業

介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。

##### ■実績と数値見込み

	実績			数値見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入居者数	8人	6人	6人	8人	8人	8人

#### ③ 地域共生ステーション開設支援事業

地域共生ステーション（ぬくもいホーム交流サロン併設型、ぬくもいホーム）の開設を行うNPO法人などに対し、開設にかかる施設整備費および初年度設備費の一部を助成することにより、年齢などに関わらず誰もが自然に集える地域の拠点を確保します。

#### ④ 地域介護・福祉空間整備事業

既存高齢者施設等に対し、スプリンクラーの設置や老朽化した施設の改修費用などについて、その一部を助成することにより利用者の安全・安心を確保します。

#### ⑤ 地域介護施設開設補助事業

地域密着型サービス施設等の開設を行う法人に対して、整備助成および間接準備経費などの一部を補助し、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進します。

#### ⑥ 高齢者福祉施設マップ

介護保険施設や在宅の高齢者施設等の施設情報をいつでも閲覧できるようにするため、佐賀市ホームページに掲載している「高齢者福祉施設マップ」の施設情報を更新します。

## (4) 安心につながる取り組みの推進

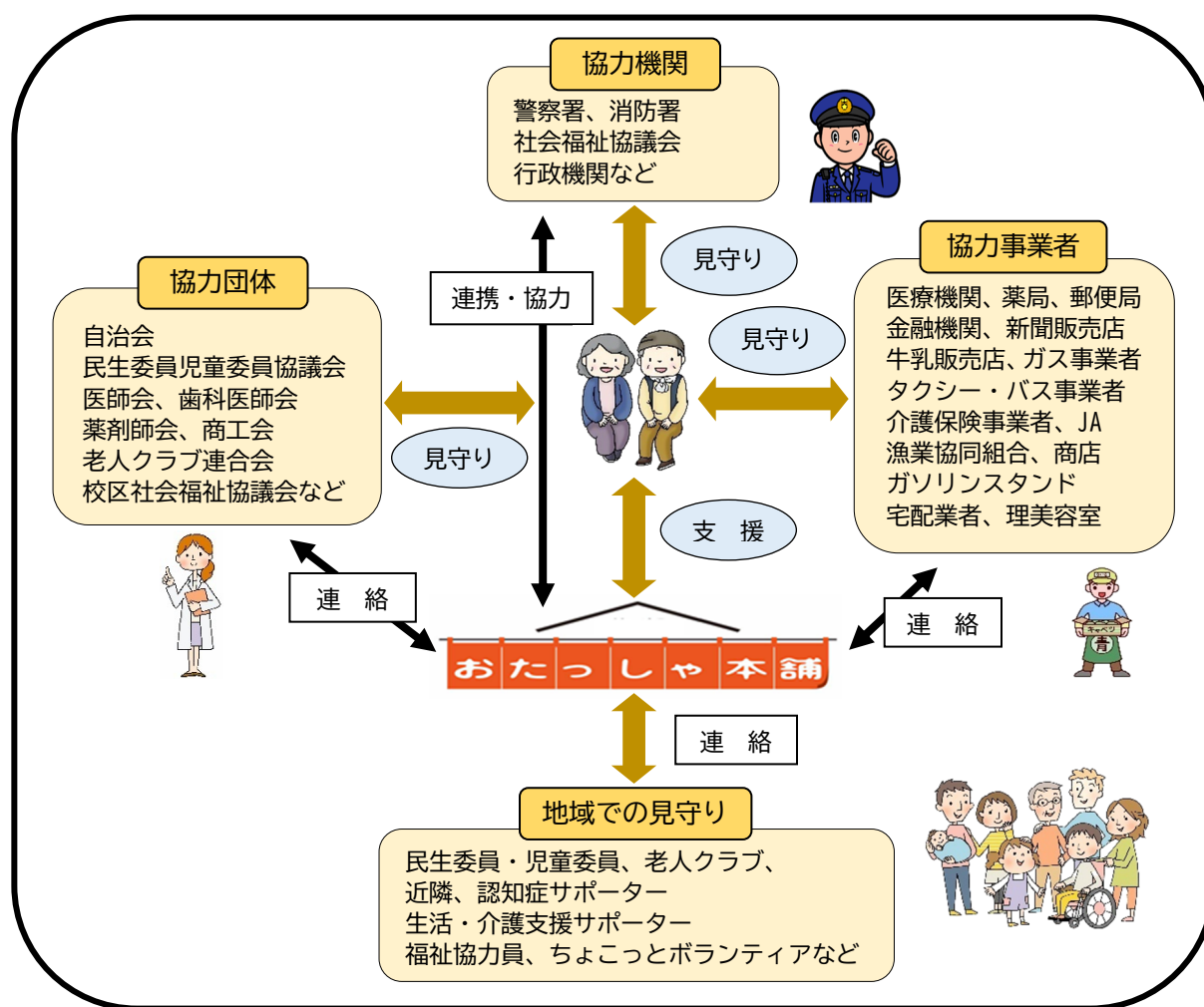
### ① 高齢者見守りネットワーク事業

高齢者を地域全体で見守り、高齢者に異変を感じたらおたっしや本舗（地域包括支援センター）に連絡いただくことで、必要なサービス等につなげます。登録事業所の拡大を図ると同時に、地域住民へ啓発することより、高齢者にやさしいまちづくりを進めます。

また、登録事業者を対象に、見守りネット便りを送付（地域包括支援センター職員の訪問）することで、高齢者の見守りに関する情報の啓発を行っています。地域包括支援センター職員が地域の事業所に対し継続的に登録依頼を行うとともに、市報やホームページを通じて新規登録事業者を募集します。

#### ■実績と数値目標

	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録事業者数 (累計)	1,282 か所	1,294 か所	1,330 か所	1,345 か所	1,360 か所	1,375 か所



## ② 終活に向けた普及啓発【重点3】

市民が積極的に将来の自分について考えることができるよう、終活に活用する「佐賀市あんしんノート」を毎年作成するとともに、おたっしや本舗（地域包括支援センター）や佐賀市社会福祉協議会による地域での出前講座、講演会を実施し、普及啓発を図ります。

また、高齢者向けサロンでの講話やイベント等でも配布を行い普及を図るほか、「あんしんノート」の普及促進に向けて、実際に「あんしんノート」を受け取った高齢者に対して、アンケートを実施し、その結果をもとに、今後の普及啓発活動に反映します。

なお、令和6（2024）年度には新たな協定を結ぶ予定の事業者による「終活に関するオンラインによる講座」等も活用しながら、より市民が将来の自分自身を見つめ直せるよう、終活に向けた普及啓発の取り組みを強化します。

## ③ 複合的な福祉課題の解決に向けた体制づくり（重層的支援体制整備事業）

地域住民が抱える福祉課題が複雑化・複合化するなか、従来の高齢者や障がい者といった属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況になっています。これらの課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法で定められました。

「重層的支援体制整備事業」は、既存の福祉に関する相談支援などの取り組みを活用し、課題解決に向けた包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本市においても、同事業の実施に向けての体制づくりを目指し、複雑化・複合化したケースを関係機関で検討するための重層的支援会議の開催や、社会福祉法に基づく支援会議や情報共有会議の開催、そして支援関係機関等との連携強化などを行います。

## ④ 民生委員・児童委員との連携

地域住民の生活状況を把握している民生委員・児童委員と連携し、高齢者実態調査等により明らかとなった日常生活におけるお困りごとの解決に向けて、適切な支援につないでいくよう努めます。

## ⑤ 佐賀市社会福祉協議会との連携

### （ア）校区（地区）社会福祉協議会

地域住民が主体的に地域の実情に合った地域福祉活動を推進していくために、地域住民で構成された「住民による自主的な組織（団体）」で、おおむね小学校区単位で構成されています。

公的な福祉サービスだけでは対応できない地域の課題などに、住民相互の「助け合い・支え合い」による、小地域での地域福祉活動（見守り体制づくり、居場所づくりなど）で、安全・安心なまちづくりを構築していきます。

市社協と校区（地区）社協は、パートナーの関係で、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進を行っています。

## (イ) 福祉まるごと相談窓口

家族内で複数の問題があって整理できない、また、高齢の親とひきこもりの子どもが同居する（8050）問題や、子育てと介護を同時にする（ダブルケア）問題など、世帯単位での困りごとの課題を整理し、専門機関を始め様々な機関等と協議するなど、窓口の相談支援包括化推進員が中心となり、課題解決に向けた包括的な支援の調整を図る全世代対応型の総合相談窓口です。（佐賀市役所1階14番窓口）

## ⑥ 災害・感染症対策に係る体制整備

災害に対する備えとして、市内の介護サービス事業所などに対し、避難訓練や防災啓発活動の実施を促すとともに、食料・飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達や災害時の避難経路の確保など、非常災害対策計画等による災害時の体制整備の確認および指導を行います。

感染症に対しては、感染症拡大防止策の周知啓発を行うとともに、感染症発生時においても、必要かつ適切な対策が行えるよう、佐賀県や保健所、佐賀中部広域連合、医療機関などと連携した取り組みを行います。

さらに、災害および感染症対策として、平時から情報通信技術（ICT）を活用した会議の実施などによる業務のオンライン化の推進に努めます。

## ⑦ 避難行動要支援者支援対策事業

地震や台風などの災害時や、そのおそれがある時に、ひとりで避難することが難しい人（避難行動要支援者）を地域で支援するための体制づくりを推進します。

そのために、制度の説明や情報発信を行うほか、地域からの支援を希望される人を「避難行動要支援者（同意式名簿）」に登録し、その情報を避難支援等関係者（自治会や民生委員・児童委員など）に提供することで、日ごろの見守りや災害時の避難支援などに役立てます。



# 資料編

# 1 佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会

## (1) 設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、広く市民の意見を求めるため、佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について検討、協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、各種市民団体の代表者、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、特別の事項に関する協議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、各種市民団体の代表者、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部（高齢福祉課）において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会および部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 委員会は、計画の策定完了により、解散するものとする。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

## (2) 佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

50 音順

団体名	役職名	委員名
佐賀市社会福祉協議会	事務局次長	池田 敦子
佐賀県地域共生ステーション連絡会	理事	伊藤 もと子
佐賀市シルバー人材センター	理事	内田 友子
西九州大学	准教授	江口 賀子
佐賀市自治会協議会	会長	小城原 直
認知症の人と家族の会	佐賀県支部代表世話人	小池 美鈴
佐賀中部保健福祉事務所	所長	◎熊崎 康春
佐賀市医師会	理事	鮫島 隆晃
佐賀市老人クラブ連合会	副会長	高津 万亀代
佐賀県社会福祉士会	理事	鍋島 恵美子
佐賀市歯科医師会	いきいき健口委員会委員	林 好美
公募委員		藤瀬 千尋
ものわすれ相談室相談医	相談医師	松永 高政
佐賀県老人福祉施設協議会	中部2副グループ長	松永 宣子
佐賀県介護老人保健施設協会	事務局長	松本 博
公募委員		御厨 喜代美
佐賀市民生委員児童委員協議会	監事	○杠 裕文

◎ 会長      ○ 副会長

## (3) 佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会開催状況

委員会	日程	テーマ
第1回	令和5年8月 【書面開催】	(1)高齢者保健福祉計画の策定について (2)現状課題の整理について (3)高齢者保健福祉計画(R3~R5)の進捗状況等について (4)次期計画において重点的に取り組むべき事項について
第2回	令和5年 10月5日	(1)第1回会議での意見に対する対応について (2)目指す姿と重点取り組みについて
第3回	令和5年 11月7日	(1)高齢者保健福祉計画(案)について

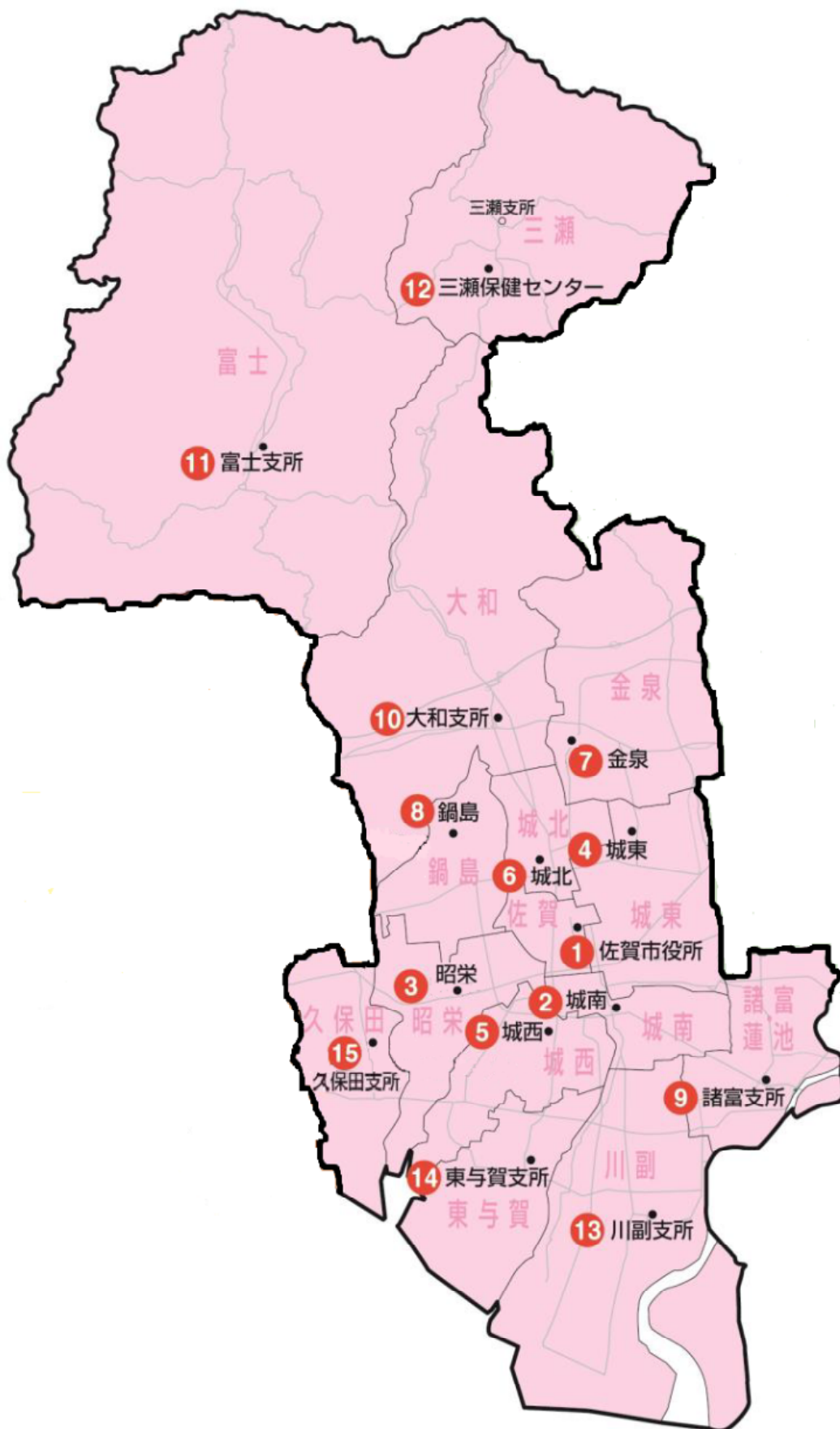
## 2 日常生活圏域

### (1) おたっしや本舗（地域包括支援センター）の設置

佐賀中部広域連合では、平成 21 年度から、おたっしや本舗（地域包括支援センター）のさらなる機能強化およびきめ細かなサービス提供を図るため、市直営の「おたっしや本舗 佐賀」を除く 14 のおたっしや本舗の運営を民間事業者へ委託し、それぞれの区域に設置しています。

No.	名称	担当地区	住所	電話
1	おたっしや本舗 佐賀 (佐賀市地域包括支援センター)	勸興・神野	佐賀市栄町1-1 【佐賀市本庁舎内】	40-7284
2	おたっしや本舗 城南 (佐賀市城南地域包括支援センター)	赤松・北川副	佐賀市南佐賀一丁目13-5	41-5770
3	おたっしや本舗 昭栄 (佐賀市昭栄地域包括支援センター)	日新・嘉瀬・新栄	佐賀市嘉瀬町大字扇町 2358-1	41-7500
4	おたっしや本舗 城東 (佐賀市城東地域包括支援センター)	循誘・巨勢・兵庫	佐賀市兵庫町大字淵 1903-1	33-5294
5	おたっしや本舗 城西 (佐賀市城西地域包括支援センター)	西与賀・本庄	佐賀市本庄町大字本庄 289-3	41-8323
6	おたっしや本舗 城北 (佐賀市城北地域包括支援センター)	高木瀬・若楠	佐賀市若楠三丁目1-11	20-6539
7	おたっしや本舗 金泉 (佐賀市金泉地域包括支援センター)	金立・久保泉	佐賀市金立町大字千布 2991-1	71-8100
8	おたっしや本舗 鍋島 (佐賀市鍋島地域包括支援センター)	鍋島・開成	佐賀市鍋島三丁目3-20 鍋島シエストビル1階	97-9040
9	おたっしや本舗 諸富・蓮池 (佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター)	諸富町・蓮池	佐賀市諸富町大字為重 529-5 【佐賀市諸富支所内】	47-5164
10	おたっしや本舗 大和 (佐賀市大和地域包括支援センター)	大和町	佐賀市大和町大字尼寺 1870 【佐賀市大和支所内】	51-2411
11	おたっしや本舗 富士 (佐賀市富士地域包括支援センター)	富士町	佐賀市富士町大字古湯 2685 【佐賀市富士支所内】	58-2810
12	おたっしや本舗 三瀬 (佐賀市三瀬地域包括支援センター)	三瀬村	佐賀市三瀬村藤原 3882-6 【佐賀市三瀬保健センター内】	56-2417
13	おたっしや本舗 川副 (佐賀市川副地域包括支援センター)	川副町	佐賀市川副町大字鹿江 620-1 【佐賀市川副支所内】	97-9034
14	おたっしや本舗 東与賀 (佐賀市東与賀地域包括支援センター)	東与賀町	佐賀市東与賀町大字下古賀 1193 【佐賀市東与賀支所内】	45-3238
15	おたっしや本舗 久保田 (佐賀市久保田地域包括支援センター)	久保田町	佐賀市久保田町大字新田 3331-3 【佐賀市恵済くらし総合センター内】	51-3993

## (2) おたっしや本舗配置図



### (3) 日常生活圏域別高齢者人口の推計

<日常生活圏域別高齢者人口の推計>

単位：人

	実績値	推計値			
	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
佐賀地区 (勸興・神野)	17,933	17,811	17,384	16,818	16,141
高齢者人口	4,894	5,000	5,215	5,367	5,489
前期高齢者	2,351	2,288	2,244	2,334	2,382
後期高齢者	2,543	2,712	2,971	3,033	3,107
高齢化率	27.3%	28.1%	30.0%	31.9%	34.0%
城南地区 (赤松・北川副)	20,510	20,310	19,757	19,104	18,306
高齢者人口	5,671	5,657	5,627	5,576	5,714
前期高齢者	2,564	2,414	2,327	2,378	2,576
後期高齢者	3,107	3,243	3,300	3,198	3,138
高齢化率	27.6%	27.9%	28.5%	29.2%	31.2%
昭栄地区 (臼新・嘉瀬・新栄)	20,960	20,805	20,311	19,716	18,977
高齢者人口	6,716	6,760	6,696	6,550	6,366
前期高齢者	3,157	3,000	2,689	2,478	2,460
後期高齢者	3,559	3,760	4,007	4,072	3,906
高齢化率	32.0%	32.5%	33.0%	33.2%	33.5%
城東地区 (循誘・巨勢・兵庫)	29,667	29,553	29,167	28,661	28,069
高齢者人口	6,774	6,839	7,139	7,458	8,021
前期高齢者	3,289	3,149	3,231	3,551	3,985
後期高齢者	3,485	3,690	3,908	3,907	4,036
高齢化率	22.8%	23.1%	24.5%	26.0%	28.6%
城西地区 (西与賀・本庄)	17,938	17,995	18,127	18,177	18,137
高齢者人口	4,878	4,918	5,034	5,201	5,394
前期高齢者	2,260	2,187	2,147	2,284	2,440
後期高齢者	2,618	2,731	2,887	2,917	2,954
高齢化率	27.2%	27.3%	27.8%	28.6%	29.7%

実績値は、令和5年9月末現在（佐賀市住民基本台帳）

<日常生活圏域別高齢者人口の推計>

単位：人

	実績値	推計値			
	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
城北地区 (高木瀬・若楠)	22,187	22,273	22,361	22,345	22,311
高齢者人口	6,453	6,461	6,463	6,460	6,697
前期高齢者	2,884	2,687	2,516	2,649	3,007
後期高齢者	3,569	3,774	3,947	3,811	3,690
高齢化率	29.1%	29.0%	28.9%	28.9%	30.0%
金泉地区 (金立・久保泉)	8,024	7,897	7,506	7,068	6,603
高齢者人口	2,970	2,949	2,876	2,731	2,598
前期高齢者	1,311	1,161	1,003	919	910
後期高齢者	1,659	1,788	1,873	1,812	1,688
高齢化率	37.0%	37.3%	38.3%	38.6%	39.3%
鍋島地区 (鍋島・開成)	21,622	21,158	19,889	18,489	16,939
高齢者人口	5,613	5,789	6,164	6,417	6,647
前期高齢者	2,934	2,782	2,661	2,716	2,844
後期高齢者	2,679	3,007	3,503	3,701	3,803
高齢化率	26.0%	27.4%	31.0%	34.7%	39.2%
諸富・蓮池地区 (諸富町・蓮池)	11,553	11,217	10,360	9,497	8,596
高齢者人口	4,052	4,016	3,835	3,751	3,578
前期高齢者	1,755	1,643	1,447	1,497	1,498
後期高齢者	2,297	2,373	2,388	2,254	2,080
高齢化率	35.1%	35.8%	37.0%	39.5%	41.6%
大和地区 (大和町)	23,349	23,456	23,618	23,601	23,454
高齢者人口	6,703	6,837	6,981	6,926	7,052
前期高齢者	3,312	3,141	2,787	2,560	2,814
後期高齢者	3,391	3,696	4,194	4,366	4,238
高齢化率	28.7%	29.1%	29.6%	29.3%	30.1%

実績値は、令和5年9月末現在（佐賀市住民基本台帳）

<日常生活圏域別高齢者人口の推計>

単位：人

	実績値	推計値			
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
富士地区 (富士町)	3,246	3,061	2,634	2,259	1,894
高齢者人口	1,494	1,480	1,345	1,197	1,054
前期高齢者	682	645	488	355	324
後期高齢者	812	835	857	842	730
高齢化率	46.0%	48.4%	51.1%	53.0%	55.6%
三瀬地区 (三瀬村)	1,134	1,082	947	849	750
高齢者人口	497	481	465	447	435
前期高齢者	223	192	157	149	145
後期高齢者	274	289	308	298	290
高齢化率	43.8%	44.5%	49.1%	52.7%	58.0%
川副地区 (川副町)	15,059	14,648	13,573	12,421	11,237
高齢者人口	5,462	5,444	5,264	5,043	4,737
前期高齢者	2,510	2,347	2,020	1,879	1,805
後期高齢者	2,952	3,097	3,244	3,164	2,932
高齢化率	36.3%	37.2%	38.8%	40.6%	42.2%
東与賀地区 (東与賀町)	7,661	7,391	6,723	6,053	5,374
高齢者人口	2,199	2,207	2,237	2,225	2,254
前期高齢者	1,094	1,019	938	937	1,002
後期高齢者	1,105	1,188	1,299	1,288	1,252
高齢化率	28.7%	29.9%	33.3%	36.8%	41.9%
久保田地区 (久保田町)	7,446	7,267	6,768	6,230	5,677
高齢者人口	2,273	2,322	2,376	2,388	2,338
前期高齢者	1,080	1,065	995	957	916
後期高齢者	1,193	1,257	1,381	1,431	1,422
高齢化率	30.5%	32.0%	35.1%	38.3%	41.2%

実績値は、令和5年9月末現在（佐賀市住民基本台帳）

## 3 用語解説

### あ行

#### ◇ アウトリーチ（訪問支援）

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。もしくは、様々な形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

#### ◇ あんしんサポート（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなくなっている人が、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言や手続きの援助、利用料の支払いなど、福祉サービスを適切に利用するための一連の援助を行うもの。

#### ◇ あんしんノート

佐賀市独自のエンディングノート。エンディングノートとは、自分の人生のラストに向けて、認知症になったときのこと、延命治療が必要になったときのこと、葬儀の行い方、財産の管理方法などあらかじめ準備しておくためのノートのこと。

#### ◇ いきがい館（老人福祉センター・いこいの家）

高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進や教養の向上、レクリエーションの機会などを提供する施設。佐賀市では、「いきがい館巨勢」、「いきがい館平松」、「いきがい館開成」、「いきがい館金立」、「いきがい館大和」「いきがい館久保田」を設置している。

#### ◇ NPO（法人）

NPOとは、Nonprofit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

#### ◇ おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）

高齢者が、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療など様々な機関と連携し、総合的に支援するために設けられた、高齢者やその家族などのための相談窓口。佐賀中部広域連合管内の地域包括支援センターの愛称は「おたっしゃ本舗」。

高齢者の総合的な相談支援とともに、高齢者虐待の早期発見や防止、成年後見人制度の紹介や手続きの支援、暮らしやすい地域づくりの取り組み（行政、医療機関、地域の団体などと連携した高齢者の支援や、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるような支援）、自立した生活の支援（介護予防のための健康づくりの支援や、要支援と認定された人の介護予防プランの作成）などの活動を行っている。

#### ◇ オーラルフレイル

口に関するささいな衰えが軽視されないように、口の機能低下、食べる機能の障がい、さらには心身の機能低下までつながる負の連鎖に警鐘を鳴らした概念。

## か行

### ◇ 介護保険制度

介護が必要な人（要支援者・要介護者）に介護サービス費用の一部を給付する制度。介護保険は、一般に市町村が保険者（佐賀市は、佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町を構成市町とする佐賀中部広域連合）となり、その地域に住んでいる65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、医療保険に加入している40歳以上の人（第2号被保険者）が支払う介護保険料と、税金とで運営されている。また、介護サービスを受ける場合、1割の自己負担が必要で、年収によっては自己負担率が2割または3割になる場合がある。

### ◇ 介護予防

元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。

### ◇ 協議体

高齢者の生活支援を行うための仕組みづくりを推進するためには、支援を担う地域の各種団体や関係機関、福祉や介護のサービス事業所などの多様な組織・団体の参画が必要であることから、地域における多様な組織・団体間の情報共有や連携・協働による取り組みを進めることを目的に、話し合いの場として設置するもの。

### ◇ ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、⑤ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑥モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑦評価（ケアプランの見直し）、⑧終了、からなる。利用者和社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。

### ◇ ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況などに応じ適切なサービスを利用できるよう、市やサービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整などを行う人のこと。

### ◇ 健康寿命

「健やかに過ごせる人生の長さ」のこと。厚生労働省の定義では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」とされている。

### ◇ 口腔機能

食べたり、笑ったり、話したりするために使う口の中（歯や歯ぐき、舌）や口の周りの筋肉、唇の周りの働きのこと。

#### ◇ 校区社会福祉協議会

おおむね小学校区単位で「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識をもとに地域住民で作られている民間の自主的な組織。校区内の身近な福祉問題を解決するために地域に組織されている各種団体の協力を得ながら福祉のまちづくりを進めている。

#### ◇ 高齢者（高齢化率・前期高齢者・後期高齢者）

一般に65歳以上の人をいい、総人口に占める65歳以上の人を高齢化率という。高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。高齢者のうち65歳以上74歳以下を「前期高齢者」、75歳以上を「後期高齢者」という。

#### ◇ 高齢者虐待

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待が定義されている。

## さ行

#### ◇ サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

#### ◇ 就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体などと就労的活動の取り組みを実施したい事業者などとマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加などの促進を担う人。

#### ◇ 情報通信技術（ICT）

ICTは「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。ICTは、IT（Information Technology：情報技術）に「Communication（通信、伝達）」という言葉が入っており、ITよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調したもので、単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視している。

#### ◇ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

#### ◇ 生活習慣病

食生活・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症、進行に関与する疾病群。

悪性新生物（がん）、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指す。

#### ◇ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

## た行

#### ◇ 団塊ジュニア世代

団塊の世代の子どもが多く、昭和 46（1971）年～49（1974）年に生まれた世代。毎年、約 200 万人以上が生まれており、団塊の世代の次に多い世代である。

#### ◇ 団塊の世代

昭和 22（1947）年～24（1949）年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。約 810 万人と推定され、前後の世代に比べて 2～3 割程度人口が多い。

#### ◇ 地域共生社会

高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりがいきがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤になるとされている。

#### ◇ 地域共生ステーション

子どもから高齢者まで年齢を問わず、また障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域において安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを事業所やボランティアなどが協働し、支援していく地域の拠点。

#### ◇ 地域ケア会議

何らかの課題を抱える個別事例について、多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことで、高齢者のよりよい生活を支援することや、ケアマネジャーの実践力を高めていくことを目的に開催される会議。また、地域で不足しているサービスや高齢者の抱える問題など、地域課題を把握し、行政や各分野の関係機関がともに改善策を考えていく場とも位置づけられている。

#### ◇ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

#### ◇ チームオレンジ

認知症当事者の方やその家族の身近な生活支援ニーズを把握し、チームオレンジコーディネーターと認知症サポーター・ステップアップ講座を修了（予定も含む）したサポーターを中心とした支援とつなぐ仕組み。認知症当事者もチームの一員として参加し、地域活動への参加を促す。

#### ◇ チームオレンジコーディネーター

認知症当事者やその家族のニーズに応じて、認知症サポーター・ステップアップ講座を受講したサポーターを中心としたチームの立ち上げや、関係機関等との連携体制構築、チームオレンジの運営に対する助言を行う。

#### ◇ 特定健診・特定保健指導

特定健診とは、自治体や企業の医療保険者が実施している糖尿病などの生活習慣病とその予備群の人を早期発見するための健診。対象年齢は40歳から74歳。腹囲や血圧などから内臓肥満症候群（メタボリックシンドローム）、または、その前段階と認められた健診受診者に対し、保健師や管理栄養士が運動指導や栄養指導を行う（特定保健指導）。

## な行

#### ◇ 日常生活圏域

市の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設などの整備条件などを総合的に勘案して定める区域。佐賀市においては15か所の日常生活圏域が設定されている。

#### ◇ 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場。

#### ◇ 認知症ケアパス

早期からの適切な診断や対応の必要性や、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への支援を示したもの。

#### ◇ 認知症サポーター養成講座

地域や職域・学校などで認知症を正しく理解してもらい、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座。

#### ◇ 認知症初期集中支援チーム

多職種の専門職が、おたっしや本舗（地域包括支援センター）と連携しながら、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

#### ◇ 認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービスなどの支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う人。

## は行

### ◇ パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

### ◇ 避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要援護者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

### ◇ フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能など）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した虚弱な状態。一方で、適切な介入や支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像をいう。

## ま行

### ◇ 民生委員・児童委員

民生委員とは、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

### ◇ ものわすれ相談室

佐賀市役所内の相談室で、「認知症の診断がついていない」、「かかりつけ医がない」など、相談先にお困りの高齢者を対象に、専門の相談医が相談に応じ、問診、簡易検査などを行う。事前予約制。（佐賀市役所 1 階 6・7 番窓口）

## や行

### ◇ 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持および生活の安定のために必要な措置として設けられている制度による施設。常時 1 人以上の老人が入所し、介護などサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。その類型は、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームの 3 類型に大きく分類される。また、その設置にあたっては都道府県知事、政令指定都市長または中核市市長への届出が必要となる。

#### ◇ 要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。

#### ◇ 要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

#### ◇ 養護老人ホーム

老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者が入所し、養護を行う施設。

#### ◇ 要支援者

要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病などのため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。

令和 6 年度～令和 8 年度  
佐賀市高齢者保健福祉計画  
(第 9 期介護保険事業計画対応)

発行者：佐賀市 保健福祉部 高齢福祉課  
〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町 1 番 1 号  
TEL：0952-40-7253 FAX：0952-40-7393  
E-mail：korei@city.saga.lg.jp